

令和3年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和3年8月24日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 17時12分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 高橋 美里	委員 岩切 貴乃
委員 石井 孝	委員 田中 雅文

【出席職員】

教育次長 石井 宏之	
総務部長 森 有作	
教育政策室長 田中 一平	
教育環境整備推進室長 谷村 元	
職員部長 小澤 毅夫	
学校教育部長 大島 直樹	
健康給食推進室長 鈴木 徹	
生涯学習部長 岸 武二	
総合教育センター所長 佐藤 公孝	
庶務課長 日笠 健二	
庶務課担当課長 瀬川 裕	
教育政策室担当課長 二瓶 裕児	
教職員人事課長 宮川 匡之	健康給食推進室担当係長 郡司 真梨
教育政策室担当係長 葛山 久志	生涯学習推進課長 箱島 弘一
教育政策室職員 横井 勇人	生涯学習推進課担当係長 関 裕史
教育政策室職員 佐藤 恵	生涯学習推進課 小林 美帆
教育環境整備推進室担当課長 吉田 純二	指導課担当課長 南谷 隆行
教育環境整備推進室担当係長 佐久間 正寛	指導課指導主事 伊藤 牧人
健康給食推進室担当課長 大島 健之	庶務課経理係長 桑原 佑輔
健康給食推進室担当係長 間山 篤史	
調査・委員会担当係長 長谷山 大介	
書記 畑山 拓登	

【署名人】

委員 高橋 美里	委員 岡田 弘
----------	---------

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から17時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

7月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 3名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 3、報告事項No. 4、報告事項No. 5、報告事項No. 6、報告事項No. 7、報告事項No. 8、議案第26号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

なお、これらの議案・報告事項につきましては、議会への提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

高橋委員と岡田委員をお願いいたします。

7 市立学校の夏季休業期間延長等について

【小田嶋教育長】

報告事項に入る前に、「市立学校の夏季休業期間延長等」について、少し内容を確認したいと考えております。

説明を、学校教育部長、お願いいたします。

【大島学校教育部長】

はい、よろしくお願いいたします。市立学校の夏季休業期間の延長等につきましては、8月20日のときに教育委員の皆様にも御報告させていただいたとおりでございますが、改めまして、本日、要点について御報告させていただきます。

このたび、感染状況の変化に対応しますとともに、学校の持続的な運営を行うために夏季休業期間等の延長ということをいたします。

市立小・中学校におきましては、夏季休業期間を令和3年8月31日火曜日まで延長いたします。8月31日までの間は、9月1日からの授業再開に向けた準備期間としまして、各学校で分散登校日を数日設定し、児童生徒の健康観察やGIGA端末を活用した学習支援に向けた準備等を行ってまいります。

9月1日水曜日から9月10日金曜日までは、午前中授業で給食あり。児童生徒は給食終了後に下校いたします。

部活動につきましては、上位大会等に出場する部を除きまして、8月31日まで活動停止期間としておりましたが、この期間を9月12日の日曜日まで延長をいたします。

次に、高等学校でございますが、高等学校につきましては、9月1日水曜日から9月10日金曜日まで朝の時差通学を徹底し、短縮授業の実施を基本としてまいります。

高等学校につきましては、当初から9月1日の夏休み明けということをご予定しております。

次に、特別支援学校でございますが、夏季休業期間の延長はいたしません。当初予定の授業開始日から8月31日までの期間は給食なし、午前中授業。9月1日水曜日以降は、通常どおりの授業ということで予定をしております。

また、学校施設開放につきましては、部活動の実施状況等も踏まえまして、8月31日火曜日まで利用中止期間としておりましたが、この期間を9月12日まで延長してまいります。

次に、児童生徒の居場所でございますが、自宅に児童を見守る方がいない家庭の児童につきましては、学校の教育活動とは別に児童生徒の居場所を学校内に設けてまいります。

説明については、以上でございます。

【小田嶋教育長】

はい。報道発表資料ということで既にお目通しいただいていると思いますが、今改めて確認させていただきました。

委員の皆様から、特に御意見等がございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、今後も新型コロナウイルスの感染状況に注視しながら、取組を進めていきたいと思っております。

それでは、本日の日程に戻ります。

8 報告事項 I

報告事項No. 1 令和3年度第2回市議会定例会について

【小田嶋教育長】

初めに、報告事項 I に入ります。

報告事項No. 1「令和3年第2回市議会定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

それでは、報告事項No. 1「令和3年第2回市議会定例会について」御報告させていただきますので、お手元の資料をごらんください。

はじめに、表紙をおめくりいただきまして、資料2ページ目をごらんください。「令和3年第2回市議会定例会 議案概要及び会議結果」でございますが、これは、令和3年5月31日から6月23日まで開会されました市議会定例会において提案された全議案の一覧でございます。

このうち、教育委員会関連の議案といたしましては、4ページをごらんいただきまして、議案

第102号「川崎市学校給食物資購入資金条例を廃止する条例の制定について」、5ページをごらんいただきまして、第110号「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」の2議案でございまして、6月17日の本会議におきまして採決が行われました。結果につきましては、両議案とも全会一致で原案のとおり可決されたものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。「令和3年第2回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。代表質問は、6月9日、10日の2日間で行われ、資料は各会派からの代表質問の要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会事務局に対する質問を網掛けにしております。自民党からの質問といたしましては、「行政手続のオンライン化並びに押印の廃止について」、「かわさきGIGAスクール構想について」、「川崎市立学校における普通教室の空調設備更新に関するサウンディング調査について」、「フッ化物洗口の導入について」、「学校給食事業について」、「新型コロナワクチン接種の今後の展開について」などの質問がございました。

このほか、9ページから13ページまでは、それぞれみらい、共産党、公明党の順で各会派の質問を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、14ページをごらんください。「令和3年第2回市議会定例会 一般質問発言要旨」についてでございます。資料は、一般質問の開催日ごとに、発言者と要旨を記載した一覧となっております。一般質問は、6月18日から6月23日までの4日間で行われ、教育委員会事務局に対し、32名の議員から43項目の質問がございました。

以上で、令和3年第2回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、令和3年第2回市議会定例会で教育委員会事務局から提案した議案の採決結果及び議会での質問要旨の御報告でございましたので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 2「市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

それでは、引き続き御説明を申し上げます。

報告事項No. 2「市議会請願・陳情審査状況について」御報告申し上げます。

お手元の資料をごらんください。表紙をおめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。「市議会に提出された請願・陳情の審査状況」についてでございます。

本日は、前回御報告をいたしました、令和3年4月27日開催の教育委員会臨時会以降に文教委員会に付託、及び審査されました請願・陳情の件につきまして、御報告を申し上げます。

1ページおめくりいただき、3ページをごらんください。初めに、ページの上から4番目、陳情第80号「コロナ感染症から学校と教育を守ることを求める陳情」でございます。本件陳情の要旨につきましては、令和3年4月27日開催の教育委員会臨時会で説明しておりますので、内容については省略させていただきますが、市議会におきましては、令和3年5月26日に審査が行われました。審査の結果でございますが、委員から「児童生徒、教職員を感染から守るという願意は理解するが、現状、教育施設における感染防止対策は教職員の皆様方の御努力で適切にできていると認識している」などの御意見がございまして、不採択となりました。4ページ目に当該陳情書がございまして、後ほど御確認ください。

続きまして、ページ上から5番目、請願第24号「少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書提出の要請に関する請願」でございますが、こちらは、6月2日に提出され、6月11日に審査となりました。5ページをごらんください。こちらが当該請願書でございます。請願の要旨でございますが、国及び関係する行政機関に対し、意見書を提出することを求めるもので、内容が、「1 行き届いた教育を実現するために、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施することをはじめとした学級編制標準のさらなる見直しや、学級数によらない教職員の定数改善等、豊かな教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。」、「2 義務教育費国庫負担制度堅持を求めること。」、「3 自治体で国の標準を下回る『学級編制基準の弾力的運用』の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。」となっております。当該請願の審査結果でございますが、委員から「今後、中学校の少人数学級の必要性は十分理解しているが、早急に導入という部分では、小学校では義務標準法の改正に基づいて令和7年度に向けて計画的に引下げを実施することから、計画的、段階的な引下げが重要」などの意見があり、不採択となりました。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は前回の報告以降に、文教委員会に付託・審査された請願・陳情書でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

何かお気づきの点などがございましたら、事務局のほうにお尋ねいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

9 議事事項 I

議案第23号 令和4年度教職員人事異動方針について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

議案第23号「令和4年度教職員人事異動方針について」の説明を、教職員人事課長、お願いいたします。

【宮川教職員人事課長】

それでは、議案第23号「令和4年度教職員人事異動方針について」につきまして、御説明させていただきます。

人事異動方針につきましては、令和4年度人事異動の実施に当たり、基本方針を定めまして、適正な人事異動を推進するために定めるものでございます。

議案書の1ページをごらんください。それでは、概要につきまして御説明申し上げます。時代の変化に適応し、多様化・複雑化していく諸課題に柔軟に対応するとともに、学校の適正な運営を確保することを念頭に、学校の教育力強化に向けて、学校運営の活性化を図ること、「かわさき教育プラン」の視点を踏まえ、適材適所に配置すること、地域との連携等特色ある学校づくりを推進し、教職員の意欲を一層引き出すことを方針とするものでございます。

なお、別紙、議案第23号資料「令和4年度教職員人事異動方針関係資料」は、関係法令や、この人事異動方針に基づいて、具体的な手続等を定めた人事異動実施要領の案をまとめたものでございます。後ほど御参照願います。

議案第23号の説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

特によろしいですか。ございますか。

高橋委員からどうぞ。

【高橋委員】

表現の確認ですけれど、(1)の最後に人事異動を徹底することとあるのですが、人事異動を徹底するという表現を私はあまり聞いたことがなかったので、これはどういう解釈をしたらいいのかなど。

【宮川教職員人事課長】

大きな文章の流れとして、全市的な視点に立った、このような人事異動を徹底することということで、全市的な視点に立った人事異動をやりましょう、学校に偏るんじゃないかと、我々教育委員会事務局は学校ごとに見ますけど、全体のバランスをちゃんと徹底していきましょう、こういう意味でございますので、御理解いただけるようお願いいたします。

【高橋委員】

人事異動の前のこのような多面というところをちゃんとしっかり徹底した人事異動をしましょうということですね。分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがですか。

田中委員。

【田中委員】

御説明ありがとうございました。教職員の方の人事につきましては、新しいところに移って、ますます意欲が湧くというようなことがとても大事だと思いますので、例えば、(3)にある教職員の意欲を一層引き出すというようなところに書かれておりますけれども、この人事が先生方の意欲や活力を向上させるような形につながっていくということをぜひ目指しながら、この方針を進めていただいただけるとありがたいと思います。以上です。

【小田嶋教育長】

他には。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。こういった人事異動というのは、学校だけではなくて、いろんな会社等でもあるわけですが、会社等で行われる場合は、やはりその人のキャリアを考えてということがすごく多いので、ぜひ先生方お一人お一人のキャリアのキャリアアップであるとか、あるいはキャリアプランといったことを考えての人事異動ということをお願いしたいなというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

【小田嶋教育長】

はい、人事課長から。

【宮川教職員人事課長】

今のキャリアプランは詳しく御説明しませんが、後ほど参考資料で見いただきますと、教職員の場合には、例えば、特別支援学校ですと、特別支援学校採用枠というのを10年前につくりました。その学校は特別支援学校だけではなくて、小・中学校の特別支援級、あるいは、幅広い意味での支援教育という通級指導教室、そういうところにも行く可能性がありますという形で、やはり独自のスペシャルでいきたい人、あるいは、その知識を生かして小・中学校でやっていきたい、あるいは、通級指導教室でやっていきたいという様々なキャリアプランがあると思います。その他、この人事異動だけではなくて、総括教諭という昇任選考もあります。その位置づけとしては、やはり将来的には学校のマネジメントに携わっていくと。あるいは、全市的な視点で教化活動とか、そういうものの底上げを図っていくとか。というような、様々な人事異動だけではなくて、異動でそういう資質向上の意欲を引き出すということと併せて昇任等で市が同時にキャリアアップも考えていくことで、御指摘のとおり、非常に重要な御視点だと思いますので、学校管理職とも共通理解を図りながら、一步ずつ着実に取り組んでまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

【小田嶋教育長】

他には、よろしいでしょうか。

それでは、議案第23号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第23号は、原案のとおり可決いたします。

議案第24号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（令和2年度版）について

【小田嶋教育長】

次に、議案第24号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（令和2年度版）について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【二瓶教育政策室担当課長】

はい、よろしくお願ひいたします。

議案第24号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書」について御説明させていただきます。

「報告書」でございますが、分量がございますので、配付資料の中で、右上に資料2と振られている、こちらが「概要版」でございます。こちらで御説明させていただきます。資料2をごら

んいただきたいと存じます。

まず、「概要版」の表紙をおめくりいただきまして、右下に3と振られている3ページをごらんください。まず、「はじめに」でございますけれども、本報告書の作成趣旨等を記載するとともに、ページ下の点線の囲みでございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋を記載しております。要約いたしますと、「毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告書の議会への提出及び公表」を義務づけ、また点検・評価に当たりまして、学識経験を有する者の知見の活用を図るものと規定されております。本報告書につきましては、本市の教育に関する基本計画である「かわさき教育プラン」の進捗管理を目的といたしまして、自己評価を行い、学識経験者や公募市民等で構成する「川崎市教育改革推進会議」におきまして、御意見を頂き、作成したものでございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、右下5ページをごらんください。第1章「教育委員会の活動状況」でございます。昨年度は、定例会11回、臨時会を7回開催し、合計57件の審議を行いました。また、教育委員会会議以外の活動状況も下記に掲載してございます。なお、資料1の報告書本編には、審議案件等一覧を掲載しておりますので、後ほど御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

それではおめくりいただいて、6ページをごらんください。第2章「かわさき教育プランについて」でございますが、第2期実施計画の全体像として、プランの構成をお示ししております。現行の「かわさき教育プラン」は、平成27年度からおおむね10年間を対象期間として策定し、「教育基本法」に規定される「教育振興基本計画」として位置づけております。「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」を基本理念といたしまして、「自主・自立」、「共生・協働」を基本目標として定め、その実現に向けた具体的な取組を八つの基本政策に整理しております。

右側の7ページをごらんください。第3章「かわさき教育プランの点検及び評価の項目」でございますが、プランは、中段のピラミッド図にございますように、八つの基本政策の下に、施策及び事務事業で構成されております。後ほど御説明させていただきますけれども、施策は19、事務事業は46ございまして、具体的な点検・評価の項目といたしましては、これら基本政策から事務事業までを対象としております。

それでは、8ページをごらんください。基本政策ごとに御説明してまいります。まず、基本政策I「人間としての在り方・生き方の軸をつくる」でございます。本日の説明におきましては、各基本政策の左側にあります「主な取組成果」、それからこの章でいいますと、右上の「主な課題」、中段の「教育改革推進会議における意見内容」及び下段にございます「今後の取組の方向性」について、それぞれ施策について内容を要約し、御説明させていただきます。

すみません、戻りまして左側の「主な取組成果」でございますが、まず①の「キャリア在り方生き方教育」では、学校におけるICTを活用した教育活動の支援を含め、「訪問研修会」を実施し、各学校における効果的な取組の支援をしてまいりました。③の「キャリア・パスポート」につきましては、各種研修会にて説明を行いながら、教職員の活用に関する理解を深めてまいりました。

右側の9ページをごらんいただきまして、上段の「主な課題」でございますが、②の「かわさきパラムーブメント」では、「SDGs」の視点を紹介しながら浸透させ、多様性を尊重する教育を計画的・系統的に推進する必要があること、また、③の「キャリア・パスポート」及び「キャ

リア在り方生き方ノート」の活用を促進し、児童生徒が主体的に学びに向かう力を育む必要がございます。中段でございます「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、かわさきパラムーブメントなどの川崎が大事にしてきた多様性を尊重していけるような教育を今後も推進してほしい。また、自己有用感が高いにもかかわらず、社会参画に関する意識が低いことが課題であり、子どもの意見を表明する機会など地域参加の場を提供する仕組みづくりが必要であるなどの御意見を頂いております。こうした課題や教育改革推進会議での御意見を踏まえまして、下段でございます「今後の取組の方向性」でございますが、主なものでございますが、①で「各学校が児童生徒に身につけさせたい資質・能力の育成につながる教育活動を見直し、SDGs・ESDやかわさきパラムーブメント等への視点を取り入れ、カリキュラムマネジメントの充実につながる教職員への研修を行ってまいります」。また、④で「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」を効果的に活用できる研修を行うなど、児童生徒が主体的に学びに向かう力が身につくよう取組を進めてまいります。

次に、10ページをごらんください。基本政策Ⅱ「学ぶ意欲を育て、『生きる力』を伸ばす」でございます。「主な取組成果」でございますが、②の新学習指導要領の全面実施に対応した実践事例集を教科ごとに作成し、教職員が授業改善に活用できるよう支援してまいりました。また、⑤では、令和3年度から開始された給食費の公会計化の実施に向けた準備を進めてまいりました。⑥では、「GIGAスクール構想」の実現に向けて、校内ネットワーク環境の整備や一人1台端末の整備を行うとともに、教職員向けにハンドブックの作成など学校への支援を行ってまいりました。

11ページ上段の「主な課題」でございますが、①の市学習状況調査を継続的に、また経年比較しながら実施することや、②の35人学級に向けた適切な対応、③の「GIGAスクール構想」に関しまして、学校に対し、継続した支援が必要と考えております。次に、「推進会議における意見内容」でございますが、①の「GIGAスクール構想により一人1台端末を使うことで、蓄積したデータを分析し、指導にどのように生かすかが大切」や、③の「教職員のアイデアや行った授業などが学校間で共有できる仕組みがあるとよい」などの御意見をいただいております。「今後の取組の方向性」でございますが、①の様々な形で蓄積されているスタディ・ログを整理しまして、効果的に活用していくことが課題であり、川崎市の市学習状況調査の対象を拡充し、経年での推移が把握できるよう統一的にデータを収集することを検討してまいります。③の教職員の情報共有につきましては、教職員向けサイトを作成しておりますが、今後も教職員間で「かわさきGIGAスクール構想」についての実践事例を集約して内容を充実させてまいります。さらに、④の35人学級への対応でございますが、各学校の状況に合わせ、少人数によるきめ細やかな指導体制を構築してまいります。

12ページをごらんください。基本政策Ⅲ「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」でございます。「主な取組成果」といたしまして、②の「かわさき共生*共育プログラム」では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童生徒の心のケアに向け、人間関係づくりのスキル獲得や向上を目指した新エクササイズを作成するとともに、一人1台端末を活用したエクササイズを開発し、児童生徒指導の支援の充実を図ったほか、③の臨時休業明けの児童生徒及び保護者の不安に寄り添いながら、心のケアを行うとともに、不登校や学校に居場所を見つけづらい児童生徒への相談活動を継続して実施してまいりました。また、④の帰国・外国人児童生徒につきまして、国際教室担当教員及び巡回非常勤講師の配置によりまして、日本語指導が必要な全ての対象児童生徒に

特別の教育課程による日本語指導を実施するなど、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の支援を行ってまいりました。

13ページに移りまして、上段の「主な課題」でございますが、①の特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にございまして、神奈川県と連携し、特別支援学校の受入枠拡充に向けた取組を進める必要があること、③の不登校の出現率ですが、年々上昇してございまして、児童生徒の社会的自立を目指し、個々の状況に合わせた支援の取組を進める必要があること、また、④の児童生徒や保護者に対する相談の質を高め、児童生徒の抱える課題の解決を支援していく必要があること、などでございます。次に、「推進会議における意見内容」でございますが、②の「通常の学級で困っている発達障害のある子どもたちに対し、支援が拡充できるとよい」や、③の「子どもの貧困が拡大し、児童虐待やヤングケアラーの問題が表出している。LGBTなどのマイノリティーに悩む子どもたちも多くいるため、子どもたちが悩んだときにいつでも気兼ねなく相談できる体制が必要」などの御意見を頂いております。「今後の取組の方向性」でございますが、①の特別支援学校における児童生徒の増加につきまして、設置義務者である神奈川県とより一層連携し、受入枠拡充等の対応を推進するとともに、通級指導教室の指導体制の充実に向け検討を進めてまいります。④では、不登校児童生徒につきまして、様々な背景や原因があるため、個々の状況を的確に把握し、一人ひとりに寄り添った支援やICTを活用した学習支援を行ってまいります。また、⑤のいじめ、不登校、貧困、児童虐待等に対して、未然防止、早期発見、早期対応を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置の見直しを検討するなど、組織的な教育相談体制を構築し、教育相談のさらなる充実を図ってまいります。

次に、14ページをごらんください。基本政策IV「良好な教育環境を整備する」でございます。「主な取組成果」といたしまして、②の学校防災力の向上についてでございますが、児童生徒の安全を確保するため、自然災害、地震や風水害等の発生に備え、学校が取るべき対策・対応について基本となる考え方をまとめた「川崎市立学校防災対策指針」を作成したこと、また④の児童生徒の良好な教育環境を確保するため、教育環境の改善や防災機能の強化を進めたことなどでございます。次に、「主な課題」でございますが、①のスクールガード・リーダーにつきましては、配置を拡充した効果を検証し、学校安全体制の強化に向けて取り組む必要があるほか、④の児童生徒数及び学級数の増加対策といたしまして、計画的に教室の転用、校舎の増改築、また新校設置や通学区域の見直しなどの対応策の検討を行う必要がございます。「推進会議における意見内容」でございますが、①の「望ましい教育環境は大きく変わろうとしているため、学校の新設に際してはコストに配慮しつつも、新しい教育や学校の姿を踏まえて進めていく必要がある」、また③の「交通事故や不審者被害など学校外の安全について、通学区域内のどこに危険が潜んでいるのか、専門家を交えて調査の上、周知していくことが大切」などの御意見を頂いております。「今後の取組の方向性」でございますが、①のスクールガード・リーダーにつきましては、効果検証を適切に行い、通学路の安全を確保していくほか、④の「学校施設長期保全計画」に基づく取組につきましては、防災・減災、国土強靱化の観点から、適宜適切な整備内容を選択し、着実に進めていく。また、⑤の新川崎地区におけます令和7年4月の新校開校に向けまして、「かわさきGIGAスクール構想」を踏まえたICT環境の整備、また省エネルギー化、災害時における避難所機能など、施設に求められる様々な要素に留意しながら、整備を進めてまいります。

次に、16ページをごらんください。基本政策V「学校の教育力を強化する」でございます。

「主な取組成果」といたしましては、①の教職員事務支援員または障害者就業員、部活動指導員の配置拡充など、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組を推進いたしました。また、②の学校運営協議会について、運営状況等の把握や運営支援を行い、令和3年度に新たに二つの中学校区に七つの学校運営協議会を設置するための準備を進めました。

17ページ右側の上段の「主な課題」でございますが、①の平成30年度に策定いたしました「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の取組期間が令和3年度に終了する中で、国の動向等を踏まえた次期方針の検討が必要であること、また、④の国の動向を注視しつつ35人学級への移行を踏まえた教職員の定数算定及び教職員の計画的な確保を行う必要があることなどございます。「推進会議における意見内容」でございますが、③の「地域と学校の橋渡し役である地域教育コーディネーターが各学校を丁寧に対応できるよう支援するとともに、関連機関との情報共有を行い、相互連携を促進できるよう支援してほしい」などの御意見をいただいております。

「今後の取組の方向性」でございますが、②のGIGAスクール構想により整備された一人1台端末やネットワーク環境を活用して、授業で使う教材等がどこでも作成、使用、共有ができることなど働き方改革に資する取組の好事例を周知していくとともに、④の学校運営協議会については、地域学校協働活動等の一体的な推進を国から求められておりますことから、学校運営協議会の設置拡充を進め、地域と学校側の連携・協働が円滑に図れるように支援を行ってまいります。また、⑥の教職員の人材確保でございますが、SNS等を活用した効果的な広報活動、また複数免許所持者への加点制度等によりまして、優秀な新規採用教員と経験豊かな再任教員の確保を計画的に推進してまいります。

次に、18ページをごらんください。基本政策VI「家庭・地域の教育力を高める」でございます。「主な取組成果」といたしまして、①の新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受けながらも、市民館等におきまして、家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、PTAによる家庭教育学級の開催を支援し、家庭の教育力の向上を図ってまいりました。また、④の寺子屋を新たに10か所開講して65か所に拡充をし、さらに外国につながる子どもの学習支援を行う地域の寺子屋分教室を設置したところでございます。

19ページ上段の「主な課題」でございますが、①の家庭が子育てにおいて抱える悩みや、教育や地域に関する課題は多様化しているため、家庭教育の推進に取り組む必要があります。また、②の地域教育会議については、学校、家庭、地域が連携しながら、地域教育会議の活動の活性化に向けた支援を進める必要があると考えております。「推進会議における意見内容」でございますが、①の「子どもたちが地域で安心・安全に育つことができるよう、子どもと地域のつながりをつくる必要がある」、また「地域教育会議につきましては、さらなる活性化に向けて支援を充実させていく必要がある」などの御意見をいただいております。「今後の取組の方向性」でございますが、①の家庭教育の推進につきましては、各家庭における教育力の向上に向けた支援となるよう、引き続き、家庭教育に関する学習機会の提供や企業などとも連携した事業の実施などにより、家庭教育の悩みの軽減に向けた取組を進めてまいります。また、④の地域の寺子屋につきましては、地域や学校の実情に配慮し、運営を担う人材や団体の発掘、育成を行いながら、全小中学校への拡充を目指し、引き続き取組を進めてまいります。

次に、20ページをごらんください。基本政策VII「いきいきと学び、活動するための環境づくり」でございます。「主な取組成果」といたしまして、①の社会教育振興事業や図書館運営事業のさらなる充実に向けて、社会状況の変化や多様な市民ニーズに対応するため、「今後の市民館・

図書館のあり方」を策定いたしました。また、②の学校の特別教室の活用を推進する「K a w a s a k i 教室シェアリング」を継続して取り組み、特別教室についてインターネット予約システムのモデル導入を実施いたしました。さらに、③の「(仮称)新しい宮前市民館・図書館管理運営計画」策定に向けた取組を進めるとともに、「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館基本計画」を策定いたしました。

次に、21ページ上段の「主な課題」でございますが、①の社会状況の変化や多様な市民ニーズに対応するため、「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、社会教育振興事業や図書館運営事業の充実・進展に向けた取組を推進する必要があること、また、③の老朽化した社会教育施設の利用環境の向上を図る取組を進める必要があります。「推進会議における意見内容」でございますが、③の「K a w a s a k i 教室シェアリングは、他都市から転居してきた市民に学校を理解してもらう意味でもとても効果的だと思う」などの御意見をいただいております。「今後の取組の方向性」でございますが、②の新しい宮前市民館・図書館や教育文化会館につきましては、施設整備の設計等の進捗状況と併せ、今後の市民館・図書館全体の管理・運営の状況を考慮しながら、それぞれの管理運営計画を策定していきます。また、③の図書館につきましては、利用者の声を聞きながら、誰もが使いやすく、居心地のよい場となるよう環境整備に努めるとともに、あらゆる世代や多様な利用ニーズに適切に対応するための取組を進めてまいります。

次に、22ページをごらんください。基本政策Ⅷ「文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める」でございます。「主な取組成果」といたしまして、②の発掘調査現地見学会を実施するなど市民の理解を促進することができました。また、③、④に記載のとおり、日本民家園では、来園できない方への動画配信を行い、かわさき宙と緑の科学館では、「おうちで楽しむデジタル科学館」や様々な情報発信をSNSで実施するなどの取組を進めてまいりました。

次に、23ページ上段の「主な課題」でございますが、②の橘樹官衙遺跡群活用事業につきましては、コロナ禍にありながらも参加者数が増加傾向にあり、引き続き市民ニーズに応える必要がございます。また、③の日本民家園につきましても、コロナ禍でのイベント実施方法の検討や、子ども向け学習動画の配信等、来園しなくても楽しめる工夫など、民家園の魅力向上に向けた取組をより効率的・効果的に進めていくことが必要です。「推進会議における意見内容」でございますが、②、③の科学館、また博物館につきましては、「オンラインによるプログラムやコンテンツを充実させることで教育活動とのつながりを深められるとよい」や「子どもたちが体験を通して楽しみながら考えを深め、発表や交流ができるような場があるとよい」などの御意見を頂いております。「今後の取組の方向性」でございますが、①の文化財を見たり触れたりする機会を提供することで、市民が文化財に親しむ機会の充実を図ってまいります。また、多くの市民に知っていただけるよう、SNSなどの広報媒体を活用し、効果的な広報を行ってまいります。③の日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館につきましては、来園・来館が困難な方やこれまで訪れる機会のなかった方に向けて、SNSなどを活用し、施設の展示や活動内容を周知することで、施設の魅力を発信してまいります。

以上、報告書の概要を御説明いたしました。なお、本報告書につきましては、本日の委員会で可決をいただきました後、8月31日の文教委員会におきまして御報告するとともに、各区役所市政資料コーナーやホームページ等で公開する予定でございます。

議案第24号についての説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。教育委員会の全ての事業を網羅しますので、内容も多岐にわたって、今は概要版でしたけれど、本編のほうは非常に厚いものになっております。

いろいろと御質問、御意見等があるとは思いますが、限られた時間の中ですので、特にというものがあれば、御質問等をいただければと思います。よろしくお願いします。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どうも丁寧な御説明をありがとうございました。

私自身も10年ほど推進会議の委員をやらせていただいて、そこでの印象は、委員が話した内容を随分丁寧に吸い取っていただいて、まとめていただいていたというような印象をもっていますので、今回も会議に出た意見を非常にきちんとした形で整理してまとめていただいたなと思っています。ありがとうございました。

実は、自分が委員のときに気づかなかったこと、今改めてこうやって見ると感じたのですが、実は、でもこれは第25号の議題で言ったほうがいいことかもしれないので、ちょっと今ここで当たらなければ25号のところでは改めてと思うのですが、二つほど今感じたことがあります。

一つは、基本政策の7番目のところで、いわゆる社会教育に関する部分ですけれども、こうやって見てみますと、市民館・図書館、そして学校施設を有効活用ということで、ほとんど内容が施設なんですよ。これは教育プランそのものがそういうふうになっているので、それに対する連携強化であれば、当然こうなってくるのは仕方ないと思うのですが、よく振り返って見ますと、私も川崎市の社会教育と30年ぐらいいろいろと関係させていただいて、勉強させていただいたり、協力したりしていたのですが、市民館とか学校開放だけではなくて、出資法人としての財団がありますよね、生涯学習財団。あそこをかなりの経費を使いながら、割といろんな事業をやっていると思うのです。そういうものがこういうプランに位置づけられていないのかなと、今ちょっと感じたものですから、もちろん25号で今後のことと言うべきことかもしれませんが、少しその辺が気になりました。それが1点です。

もう一つは、どうしてもこういうプランは縦割りにならざるを得なくて、柱がこうあって、それぞれについて細かくいくので、いわゆるこの何か横串を刺すといえますか、一つの観点から全ての柱を見ているということがなかなかできにくいのですが、例えば、今の時代であれば、SDGsの観点から教育プランを考えると、かなりいろいろな柱にかかってきますよね。それから、また子どもの健全育成ということで考えたときにも、当然基本政策7とか8もそこに深く関わってきますよね。何か横串というか、この柱とは別の大きなテーマで全てを見ていくようなことをプランの中で考えていっていいのではないかということを感じました。これもむしろ25号の議題でやるべきことかもしれませんが、今ちょっと思いついたので話させてもらいました。以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。また、25号のときに御質問いただければと思います。御意見ということでもよろしいですか。

他にはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

細かい質問でもいいですか。それとも別でやったほうがいいですか。そんなに多くはないです。

【小田嶋教育長】

大きな視点で見ていただいたほうがいいかなと思います。

【高橋委員】

じゃあ、細かい質問が多分多いので、また別途質問させていただきます。

1点だけありまして、SNSの活用とか、デジタルコンテンツの充実というものが基本政策の幾つかにわたって、今後の取組の方向性として出ていると思うのですが、手軽な反面、例えばツイッターを発信するにしても、もうつくり込まれたり、あとはいろんなリスクがあるので、そういうリスクを考えながら発信していくということが今後大事になってくると思うのですが、個別の部署でそういうものに対応するというよりは、何か横串というか、サポートするような体制とかがあったほうが、そういうデジタルな社会に向けての発信力の向上というところでは必要かなと思うので、御検討いただければなと思いました。

【二瓶教育政策室担当課長】

その点に関しましては、まさに我々教育政策室が広報広聴の担当部署として、教育委員会事務局のそういった部署になっておりますので、学校教育から社会教育に至るまで、そういった発信に対して、こちらからもいろんなマニュアルの発信を行いながら、ちょっとアンテナを張りながら、このリスク管理というか、しっかりと対応してまいりたいと考えております。以上です。

【小田嶋教育長】

他にはいかがですか。

補足をお願いします。

【葛山教育政策室担当係長】

すみません。先ほど田中委員のほうから、生涯学習財団の記載がないということで、概要版については確かに触れてはいないというところですが、本編のほうの資料1というところの71ページにございますが、こちらを一つの事業として、社会教育関係団体の支援、連携事業ということで、生涯学習部のほうで財団の運営支援というところで、一つの事業として位置づけておりますので、一応全く触れていないということではないということだけ御承知いただければと思います。

【二瓶教育政策室担当課長】

そういった意味では、学校給食会と生涯学習財団の2本ございますので、本当に細かく記載されていることと、また改めて経営状況の方向等を別の案件でさせていただくという状況でございます。以上でございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがですか。

岩切委員。

【岩切委員】

御丁寧な説明をありがとうございました。一つだけ意見というか、こういうふうにしていただきたいというお願いですけれど、各施策のところ参考資料として、実績値が掲載されております。それで、でっこみひっこみというか、必ずしも全部右肩上がりではないですけれども、これはあまり小さい変化にとらわれ過ぎないようにしていただきたいなと思っています。こういったものは全体の傾向として、ひっこみながら少しずつギザギザを繰り返しながら上がっていけばいいことなので、あまり小さいところにとらわれ過ぎずに、全体の傾向として上がっていくところを目指していただきたいなということで、お願い申し上げます。

【二瓶教育政策室担当課長】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょう。

岡田委員。

【岡田委員】

川崎の教育が前に進んでいるなというふう実感しながら、今の御説明を聞かせていただきました。施策を通していかに人が育つか、やはりポイントになるのだというふうに思いますので、策は次善という言い方はちょっときついかもしれませんが、人こそ最善でございますので、そういった意味で、例えば施策2のところ、GIGAスクール構想で教員向けハンドブックがいち早く作成されましたよね。これなんかは、他市からするとすばらしいですねとか、何でこんなことができるのですかとかというような声をよく私は聞くようになりましてですね。つまり川崎の教育に責任を持っていくのは私たちしかいないので、そう考えたときにできることのベストを尽くしていくというのがここにも現れているのだというふうに思っておりまして、さらに川崎の教育が前進するためにいかに人をつくっていくのかとか、いかにこのことによって教職員が育っていくのかという視点を、まあ、いつもお持ちになっていらっしゃるのですが、いつもそこに目を向けていきながらというふうに思います。引き続き、私たちも頑張りますけど、一緒にやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

石井委員。

【石井委員】

すみません。基本政策3のところ、帰国外国人児童生徒について、特別の教育課程による日本語指導を実施しているということや、それから外国籍、これは基本政策の6ですかね。外国につながる子どもの学習支援、地域の寺子屋分教室を設立しましたということで、手厚く共生の関係でやられるのですけれども、川崎市に国際交流センターという立派なセンターがありまして、僕も幾つかこちらの事業には参加させていただいているのですが、この国際交流センターとの関係といたしますか、連携というものは何かこの中では図られているのでしょうか。

【小田嶋教育長】

では、政策室長からお願いします。

【田中教育政策室長】

特に大人の方に対するワンストップ窓口のほうは国際交流センターのほうで持っていておりまして、例えば、日本に来たばかりで生活上の相談があるというような場合にはそちらのほうを御紹介しております。また、私どもで新しく始めました、学校が文章ですとかを外国語に翻訳することが必要な場合がございます、そちらの事業については委託者と受託者の関係性で、国際交流センターのほうにお願いをしております。以上でございます。

【石井委員】

先ほど国際交流センターだよりをいただきまして、これを見ていましたら、外国につながる中学世代の日本語、教科学習支援者のブラッシュアップ講座等が送られていますので、こういった方々がいろいろな形で協力してもらえるとというのも重要なことなのかなというふうには、ちょっと感じましたので、できるだけそういった形で連携が深まるようなことが今後望まれるのかなと思います。以上です。

【二瓶教育政策室担当課長】

今、御指摘の外国人等への対応ですが、実はここ5、6年の中で非常に児童数が特に、例えば小学校で言えば、過去の数字から言いますと、平成26年度では400人弱だった数字が令和元年度になりますと800を超えるような、小学生だけでもそのような数になっているので、現状にあるここでの事務事業だけではなくて、いろんな展開がこれから必要なのかなと思っておりますので、本日頂いた貴重な御意見を踏まえながら、今後こういった対応を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第24号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第24号は原案のとおり可決いたします。

議案第25号 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画策定に向けた基本的な考え方について

【小田嶋教育長】

次に、議案第25号「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画策定に向けた基本的な考え方について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【二瓶教育政策室担当課長】

引き続きよろしくお願いたします。

それでは、議案第25号「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画策定に向けた基本的な考え方」について御説明いたします。

まず、表紙をおめくりいただきまして、右下に附番されております3ページをごらんください。初めに、「1. 策定の趣旨とプランの概要」でございますが、本市では、平成27年3月に「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」を策定し、令和7年度までの10年間を計画期間として、「基本理念」及び「基本目標」を定め、教育行政を推進しているところでございます。図表をごらんいただきまして、教育プランは基本理念・基本目標から事務事業までの4階層で構成し、第2階層の基本政策から第4階層の事務事業までについて、おおむね4年ごとに見直しを行う実施計画として、本年度をもちまして、第2次実施計画期間が満了することに伴い、社会状況の変化等に柔軟に対応しながら、基本理念及び基本目標を確実に実現するため、令和4年度から7年度までを新たな計画期間とする「第3期実施計画」を策定するものでございます。

次に、「2. 第3期実施計画の概要」でございますが、名称・計画期間・構成につきましては、記載のとおりでございます。次に、基本理念・基本目標を達成するための「8つの基本政策」につきましては、第2期実施計画における取組のさらなる拡充に向けて、引き続き推進すべきものと考えておりますことから、下段でございます、これまでの1から8までの枠組みを踏まえながら、重点的に取り組む事務事業について見直しを行ってまいります。

左下に4と附番されている4ページをごらんください。「3. 計画策定に向けた考え方」でございますが、国の動向をはじめとする新たに対応すべき課題や社会の状況の変化に機動的に対応するため、第3期実施計画の策定を進めてまいります。

その下でございます「(1)本市をめぐる国の動向や社会環境の変化」といたしまして、主なものでございますが、新型コロナウイルス感染症による影響や各地で頻発する自然災害、また脱炭素化やデジタル化に向けた取組、SDGsの浸透、Society 5.0の進展などでございます。

次に、「主な教育課題」といたしまして、一つ目は、「新学習指導要領の全面実施」でございます。平成29年3月から学習指導要領の全面的な改訂が行われ、小学校は令和2年度から、中学校については令和3年度から全面実施をされ、高等学校では令和4年度から年次進行で実施されることとなっております。新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を重視し、学習の効果の最大化を図るための「カリキュラムマネジメントの確立」が求められており、各教科等の指

導に当たっては、資質・能力の育成のために「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることが必要であると示されています。

二つ目は、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の推進」でございます。教職員の長時間勤務が課題視される中、授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整えていくため、着実に取組を進めていくことが求められています。

右上に行きまして、「G I G Aスクール構想の推進」でございます。昨年度、一人1台端末及び高速大容量のネットワーク環境の整備が完了し、これまでの教育実践とI C Tの活用を組み合わせることで、学校教育は大きく変容し、教育の質を向上させることが期待されております。また、災害等による臨時休業等の緊急時におきましても、自宅などで端末による学習を継続することで、子どもたちの学習を保障することが求められています。

四つ目は、「子どもの多様化するニーズへの対応」でございます。特別な支援を必要とする子どもが増加し、また、いじめや不登校等の児童生徒の指導上の課題についても増加傾向がございます。加えて、近年では「ヤングケアラー」への支援や「子どもの貧困」への対応も求められており、学校は子どもたちが安心して通える環境であることや福祉的な役割、また子どもたちの居場所としての機能を担うことが求められています。

最後に、下段でございます五つ目の「家庭・地域における教育力の向上」でございます。子育てや家庭環境を支える地域環境が大きく変化していることから、子育てに不安や悩みを持つ家庭が増えており、保護者の学びの機会を提供することが必要です。また、人間関係の希薄化や少子高齢化等を背景に、子どもと大人をつなぐ多様な活動や交流の場の必要性が高まっており、地域の教育力の向上や持続可能な地域社会づくりに活かす取組が必要となっております。

次に、6ページをお開きください。「(2) 第2期実施計画期間における主な取組状況」でございます。

初めに、「社会的自立に必要な能力・態度と共生・協働の精神の育成」につきましては、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力などを発達段階に応じて計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」を全校で実践しております。

次に、「『生きる力』の育成」につきましては、矢印の一つ目ですが、「確かな学力」を育むため、全ての子どもが「分かる授業」を目指して、「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」の研究実践を進めております。また、二つ目としては、人権尊重教育の推進や、三つ目にあります読書活動を通じた「豊かな心」の育成、健康給食の推進など「健やかな心身」の育成に向けた取組を進めております。

次に、「G I G Aスクール構想に基づく取組の推進」につきましては、一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境を整備し、本年度から授業等で端末を活用し、段階的に指導内容の充実を図り、「かわさきG I G Aスクール構想」の推進に取り組んでおります。

次に、「一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援」といたしましては、一つ目の矢印でございますが、様々な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援に取り組んでおります。二つ目としては、外国につながるのある児童生徒に対して、日本語指導をはじめとした支援体制の見直しを図ってまいりました。

7ページに行きまして、上段の「学校安全の推進」といたしましては、子どもたちの安全を確保するため、スクールガード・リーダー等を配置するとともに、全校で防災教育を推進し、子どもたちの防災意識の向上に向けた取組を進めております。

次に、「良好な教育環境の整備」といたしましては、学校施設長期保全計画に基づく計画的な改修によりまして、老朽化対策、質的改善、環境対策等を実施するとともに、トイレの快適化やバリアフリー化など教育環境の向上に取り組んでおります。

次に、「教職員の働き方・仕事の進め方改革」といたしまして、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、教職員の負担を軽減する取組を進めるとともに、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に向けた取組を進めております。

次に、「家庭・地域の教育力の向上」といたしまして、一つ目の矢印でございますが、市民館などでの取組に加え、これまで各種講座等を受けることができなかった人に学びの機会を提供するため、地域活動団体や企業などと連携した取組を進めております。また、二つ目といたしまして、地域人材が主体となって子どもたちの学びをサポートする「地域の寺子屋事業」につきましては、昨年の末までで65か所まで拡充いたしましたが、本年7月までに71か所で開講しているところでございます。

次に、「社会教育を通じた市民の出会い・学びの支援」でございますが、一つ目の矢印に、様々な市民団体や大学等と連携しながら、地域を支える活動や市民主体の学習を担う人材の育成に取り組む、矢印二つ目として、学校施設の有効活用、特に利用が少ない特別教室の活用を推進するためのプロジェクト「K a w a s a k i 教室シェアリング」に取り組んでおります。また、三つ目として、市民館・図書館等におけるサービス向上や施設の長寿命化など、生涯学習環境の整備に取り組んでおります。

最後に、「文化財の保護活用と博物館の運営」でございますが、一つ目の矢印でございますが、郷土への愛着を高め、文化の向上と発展に貢献するため、文化財の保護・活用とともに、ボランティア等の地域人材と協働連携に取り組んでおります。また、二つ目といたしまして、橘樹官衙遺跡群につきましても、市民等の協力を得ながら保存・整備・活用を進め、三つ目の、博物館施設につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で来園が困難な方に向けてオンラインコンテンツを活用し、施設の魅力PRなどの取組を進めてきたところでございます。

ページをおめくりいただきまして、8ページをごらんください。「(3) 第3期実施計画策定に向けた基本政策ごとの主な課題」でございますが、こちらは第3期実施計画において、どのような取組を進めるかについて基盤となるものでございます。

初めに、基本政策Ⅰ「人間としての在り方生き方の軸をつくる」でございますが、一つ目に予測困難な時代を生きるためには、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働する人材の育成が求められていること。二つ目に、「キャリア在り方生き方教育」を全教職員が、その意義を十分に認識しながら、全校で計画的に取組を推進することで、子どもたちの社会的自立に向けた力などを育むことが必要です。また、三つ目の「キャリア・パスポート」を活用し、小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」のさらなる充実に向けた検討を進める必要があることでございます。

次に、基本政策Ⅱ「学ぶ意欲を育て『生きる力』を伸ばす」でございますが、一つ目として、新学習指導要領が全面実施されたことから、各学校におけるカリキュラムマネジメントの確立に向けた支援を行う必要があること。二つ目として、「かわさきG I G Aスクール構想」を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現が求められていること。三つ目として、引き続き、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな心身」の育成により、子どもの「生きる力」を伸ばすこと。四つ目として、「かわさきパラムーブメント」の理念を実現するため、共生・協働の精神を育

むこと。五つ目として、性的マイノリティーの理解促進や新型コロナウイルス感染症による差別・偏見への対応など、様々な観点から人権尊重教育を推進していく必要がございます。

次に、基本政策Ⅲ「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」でございます。一つ目として、「かわさき共生＊共育プログラム」を引き続き推進し、二つ目として、インクルーシブ教育システムを構築し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる仕組みを整備する必要があります。また、三つ目のきめ細やかな相談・指導・支援に取り組むため、学校における支援体制の構築や専門機関との連携の仕組みづくりなど、切れ目のない支援策を検討する必要があります。また、四つ目の経済的理由により学習機会を奪われることのないよう、国や県の動向を踏まえた就学支援が求められております。

次に、基本政策Ⅳ「良好な教育環境を整備する」でございますが、一つ目として、全ての子どもが安全で安心に教育を受けられるよう、自らの命を守るための取組や、通学路また学校施設等の安全確保が必要であること。二つ目として、緊急時においても各学校が危機管理を徹底し、学校運営を行えるよう支援していく必要があること。三つ目として、学校施設の老朽化対策、バリアフリー化の推進など、教育環境のさらなる向上が求められていること。四つ目として、義務標準法の改正に伴う35人学級への移行や、本市においては、今後も児童生徒数の増加が見込まれており、児童生徒数や学級数の動向を注視しながら、適切な対応を図り良好な教育環境を維持していくことが必要です。

次に、基本政策Ⅴ「学校の教育力を強化する」でございます。初めに、教員が本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築を進める必要があること。二つ目として、教員の質を低下させることなく人材を確保することが必要であること。また、教職員の総合力を最大化させられるよう研修の推進体制を整備していくことが求められていること。三つ目として、「地域とともにある学校」の実現に向けて、学校運営協議会の拡充など、地域が学校運営参画するための持続可能な仕組みの実現に向けた取組を進める必要がございます。

次に、基本政策Ⅵ「家庭・地域の教育力を高める」でございますが、一つ目として、家庭が抱える課題は多様化しており、家庭教育の推進に向けた取組を進めていく必要があること。二つ目として、地域教育会議について、地域と学校の双方向の連携・協働に向けた丁寧な支援により、地域の教育力向上を図る必要があること。また、三つ目として「地域の寺子屋事業」をさらに広げ継続していくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、地域人材や団体の確保が必要でございます。

次に、基本政策Ⅶ「いきいきと学び、活動するための環境づくり」でございます。一つ目として、シニア世代の知識・経験を地域の課題解決に活かす仕組みづくりなど、生涯学習の役割が一層重要になることや、二つ目の、市民館や図書館が社会状況の変化に的確に対応するとともに、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく必要がございます。

最後に、基本政策Ⅷ「文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり」でございます。一つ目として、文化財のさらなる保護・活用に向けて、ボランティアなどの地域人材と協働しながら取組を進める必要があること。二つ目として、橘樹官衙遺跡群につきまして、引き続き調査・研究を進め、さらなる活用や整備に向けた取組を推進する必要があります。三つ目として、日本民家園とかわさき宙と緑の科学館につきまして、それぞれの博物館活動の充実を図るとともに、関係部署とも連携し、サービス向上や国内外への魅力発信に取り組むことが必要です。

次に、10ページをごらんください。「4. 他の行政計画等との連携・調整」についてござい

ますが、第3期実施計画の策定に当たりましては、本市総合計画をはじめとする関連する分野別計画等の多くが同じ時期に改訂を行うものでございますので、しっかりと連携・調整を行ってまいります。

また、次に、中段の「5. 策定体制」でございますが、事務局内における「かわさき教育プラン策定推進本部会議」及び庁内ワーキンググループでの調整を図りながら、学識経験者や市民、教職員代表等で構成する「川崎市教育改革推進会議」におきまして、御意見を伺いながら計画案を策定してまいります。

最後に「6. スケジュール概要」でございますが、本日の教育委員会において御審議いただいた後、こちらの「基本的な考え方」を市議会へ報告するとともに、本市ホームページ等において公表をしております。また、11月下旬には素案として取りまとめ、12月中旬にパブリック・コメントの手続きを経て、2月上旬に第3期実施計画の案を公表、その後、3月下旬の教育委員会会議において御審議いただきまして、成案として公表する予定となっております。

議案第25号についての説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

今、説明にありましたように、今後素案をつくり、計画案として最終的に決定していくまでの、その基本的な考え方ということですので、その部分での御質問や御意見を伺うことになると思います。ですので、今の説明でいいですと、主な教育課題のところですか、あるいは基本政策ごとの主な課題というところで、こういうところが課題でこういう必要があるといったこと、そういう考え方に立って、今後素案作成に向けていくということになりますので、そういった視点での御質問や御意見を伺えればというふうに思います。いかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

どうも、御説明ありがとうございました。

大きな柱として三つほど、できるだけ簡単に聞きますのでお願いします。

一つ目は、4ページから5ページに書かれている、今、教育長が言われた主な教育課題というところですが、ざっと見て、この五つは、学校教育と子どもだけですよね。1番から4番は学校教育のこと、最後5番は、もちろん子どもの支援を通した大人のあれというのはもちろんありますのでそこは入っていますが、ただ、あくまでも教育力の向上という観点ですよね。これでいくと、基本政策の7と8に相当するところが教育課題としてはないということになるかと思えます。一方で、川崎の教育は社会教育を中心として成人教育にすごく力を入れてきて、これはもう全国でもトップクラスなんですよね。それが、ここでほとんど反映されていないということ。

それから、主な環境の変化のところSDGsとか、今、いろんな社会的な課題が入っていますね。この社会的な課題を解決する教育こそが非常に大事なので、それをぜひ入れていただきたいと思うのです。

ですから、今言ったことをひっくるめると、例えば6番目の柱として、様々な社会的課題を子どもと大人が一緒になって学ぶとか、それから学びを通した地域づくり、社会づくりとか、要す

るに「川崎の教育が社会を変えるのだ」ぐらいの意気込みで教育プランをつくっていただきたいと思うのです。ですから、成人教育ということと、社会的な課題を解決するための教育というのをひっくるめ、別に大人にこだわらず、子どもから大人までが地域の中で、また学校と連携しながら社会的な課題をみんなで学び、そして地域と社会をこれからもっとよくしていくのだ、そういう教育の在り方というのを、ぜひ6番目の柱に入れていただけるとありがたいと思っています。

それから、大きな2番目は、9ページの基本政策Ⅶですけれど、ここで細かく三つほど、もし可能なら、ということでは言ってみたく思います。

一つは、一つ目の黒ぼちのところ、先ほど点検評価の報告書に財団等社会教育関係団体が入ってくると、確かに拝見しました。社会教育関係団体は、自主的な市民の学びをサポートしていくとても重要な制度で、社会教育法にも位置づけられているものですね。ただ、実際には、社会教育関係団体が、非常に、もしかしたら停滞しているかもしれないとか、いろいろあると思うのです、行政から見て。だから、そこはもちろん、もっと活性化するのはもちろんですけども。ただ、ここで例えばなんですけど、4行目の初めのほうから「また」がありますね。「また、身近な学校施設のさらなる活用など」、あと「市民の主体的」と続くので、ここに「身近な学校施設のさらなる活用、社会教育関係団体の支援」とか、あるいは「活性化促進」とか、「など、市民の主体的な活動」というふうにしていくと、自主的な市民の活動を盛り上げながら地域を良くしていくというような感じが出るかなと思うのです。

細かい2番目は、次の黒ぼちの最後から2行目のところで、最後から3行目から変わりますが、「学びに活動を通じたつながりづくり」とありますけど、これは、例えば文科省の答申で言っている「人づくり・つながりづくり・地域づくり」という、何かキャッチコピーがありますけど、ああいうものを捉えるならば、つながりだけではなくて、やっぱり地域をつくるということがとても大事だと思うので、「学びと活動を通じたつながりづくり・地域づくり」としていただけると、もっと地域を変える社会教育というのが出るんじゃないかなと思います。

それから3番目には、先ほどの報告書を見ると、社会教育関係団体と生涯学習財団、何か並び称されていて、それぞれに助成しますという雰囲気ですけど、社会教育関係団体は市民の自主的な活動だから、これを助成するのは当然ですけども、財団のほうは、むしろ制度上は助成という制度かもしれませんが、川崎市のかんりの公金を使いながら社会教育の一部をやってもらっているんで、これは、単にそれをサポートするんじゃないで、川崎の生涯学習推進政策の中の、この部分を特にやってもらおうという、かなり明確な形で、むしろ委託といいますか、この部分、市民館ではできない、行政本体でもできない、財団だからこそできるという部分を特にお任せするという形で明確に位置づけていかないとまったくないような気がします。このように書くかは別にして、プランづくりの内容的に、その辺り考えていただけるとありがたいと思います。それが大きい2番目で。

大きい3番目は、先ほども言いました横串的な何か、SDGsであるとか、そういうのがあれば、縦割りだけではなくて、横から刺して幾つかの政策の柱に関係しているものを総合的に推進するというのが、恐らく考えれば出てくるんじゃないかと思うので、その辺り、お願いできればと思っています。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

田中委員の御専門の立場から、より具体的に大きく三つと、二つ目のところは三つということで、今言った御意見、御要望をどういうふうを受け止めながら進めていくか、その考えを少しお示しいただければと思います。

【二瓶教育政策室担当課長】

大変貴重な御意見いただいたと思います。我々が、今、基本的考え方を策定していく中で、いろいろ庁内で検討しながら案をまとめたところでございますが、まだまだ至らぬ点もございまして、今後、本当に細かい事務事業の構成から策定していく中で、今日頂いた貴重な御意見を踏まえながら、この本編といいますか、策定作業をしっかり進めていきたいと思っています。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

8ページ、9ページの主な課題のところでも2点あります。

先日の総合教育会議の不登校の子どもの対応のときにお話ししたと思うのですが、親同士のつながりとか、親がどこにつながるかというところがすごくこれから大事になってくると思いますとお話をしたと思うのですが、基本政策Ⅵの家庭・地域の教育力を高めるところに入るのかなと思いつつながら考えていたのですが、家庭教育の推進というところは、すごくシンプルに言うと、各学校のPTAが成人教育ということでやっているような研修というか、講習がメインなのかなと思っているのですが、外側から見ると、もちろん各市民館のコーディネーターの方がすごくアドバイスしてくださったりとかというのがあるのですが、何となく親のつながりを強めるというところには手が正直届いていないかなという感じがしています。なので、今後、家庭内教育力を高めるところ、親同士のつながりを強めるとか、そういうところがもうちょっと他の施策がそろそろないと、ちょっと難しいかなというところが1点です。

もう1点は、防災についてのところですが、防災教育を推進するというお話は、総合教育会議のところにも出ましたし、ここで言うと7ページの学校安全の推進というところに書かれているのですが、基本政策でいうと、Ⅳというイメージでよろしいのでしょうか。防災教育もですし、防災って、何か事があつたときに動くのは地域の人だったりするのですが、その連携はまだまだ薄いなというふうにも私も実体験として思っているところがあるので、防災のところをもう少し施策として何か充実して入れてもらえると、何が起きるか分からないというところでありたいなというふうに思います。

【二瓶教育政策室担当課長】

ありがとうございました。

今頂きました防災に関しましては、基本政策Ⅳに該当してまいります。地域の防災力を高める

という視点では、例えば、市役所で言えば危機管理室であるとか、各区役所の危機管理担当、それから、各町内会・自治会等で構成されたりしております避難所等の防災組織等もありますので、教育としてできることもそうですが、ここに書き切れなかったとしても、そういった関係部署・機関等の連携は各学校においても大変重要なことでありますので、そうした視点も可視化できるようにと言ったら変ですけども、今後策定していく中では重要な視点かと存じますので、検討させていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

もう一つ、基本政策Ⅵの、先ほどの親のつながりを強めるという視点での部分ですね。じゃあ、お願いします。

【葛山教育政策室担当係長】

総合教育会議の、そういった御意見あったことは重々承知しておりまして、ちょっとすみません、私の表現力のなさがというところがあるのですが、5ページの教育課題のところの、子どもの多様化するニーズへの対応というところで、下から2行目のところですけども、「区役所等の子育て支援・福祉関係部署等と連携し、家庭への支援の実施や」というところにその思いを込めたつもりだったのですが、少し分かりづらいところはあろうかなというところだったので、今後、プランのほうを策定するに当たりましては、少し工夫していきたいと考えております。

【二瓶教育政策室担当課長】

もう一つ、ちょっと補足させていただきますと、教育委員会の中には、各区に区・教育担当がおりまして、そこにスクールソーシャルワーカー等配置しております。そこに配置している強みといたしましては、やはり地域みまもり支援センター等の関係機関が区役所の一つ屋根の下にありますので、そういったところ、ここでの表現は、ちょっと不足という状況で今日お示しという形になってしまいましたけども、そういった総合教育会議等での御意見も踏まえながら、そこはしっかり進めてまいりたいと思います。

【高橋委員】

関係各所との連携というところは書いてあるなというのは思っていて、「よかった、よかった」というふうに思っていたのですが、やっぱり孤独になってしまうというところが、例えば不登校のお子さんを抱える御家庭とか、いろんな、そういう難しい問題があるお家において、孤独から追い詰められて悪循環みたいなことはやっぱりあると思うので、支援するところにつながるというのも必要ですけど、当事者同士が横でつながっていくことは本当に大事なことだと思うので、それが今のところ、なかなか施策として教育委員会ができることはないかもしれないのですが、それを念頭に置いた各所との連携とか、何かあるといいなという、ちょっとまだ明確にアイデアとかはないので、感覚的な話で申し訳ないのですが。

【二瓶教育政策室担当課長】

しっかり調査、研究してまいります。

【小田嶋教育長】

岩切委員。

【岩切委員】

多角的なアプローチ、ありがとうございました。

4 ページ、5 ページのところで、4 ページのところに主な環境の変化ということで、日本を取り巻く状況というのが端的に書かれているのですが、それに加えてしいて言うならば、というので、ちょっとコメントさせていただきたいのですが、川崎の場合、やはり外国人の方が非常に多かったりとか、あるいは、他の市区町村には見られないのに、いまだに児童生徒数が増えているとか、そういった川崎ならではの特徴を、ぜひもっと入れ込んでいただけたらいいかなというふうに思いました。例えばの例でございますけれども、今後35人学級ということが進められていく中で、9 ページ目にある、この基本施策Ⅳのところでも、人口が減って行って児童生徒数が減っていく中で35人学級と増えていくところの35人学級は、多分アプローチの仕方は違うと思いますので、ぜひそのところを川崎市ならではの取組というところを明示していただけたらうれしいかなというふうに思いました。多分、いろいろとアプローチするところがあると思いますので、その辺を強調していただけたらと思います。

それから、一つだけ質問ですけれども、この「8つの政策」を、基本政策のところを掲げた後に、その後の施策とか事務事業のところ落とし込んでいくという、そういうステップになるのでしょうか。

【二瓶教育政策室担当課長】

そうですね。今、岩切委員の御質問の内容にあったとおり、この基本政策、大まかな、対照的なところの政策を立てながら、先ほど、点検評価の中では46の事務事業というお話がありまして、そういった作業を進めていく中で徐々に徐々に下の階層の事務事業のほうに積み上げていくというか、細かい内容を記載していく形になります。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

とても大切なものでありますので、本当によくプランを、課題を踏まえてつくってくださっているなというふうに思います。国は令和の日本型学校教育の構築を目指してという答申をしまして、その内容もとてもよく盛り込まれているなというふうに思います。だからこそ、令和の川崎型学校教育の構築ということになるのだというふうに思います。

そこで、ちょっと教えてください。例えば、令和の日本型学校教育の中で示されているような、いわゆる幼児教育の内容に関してのものが書かれて、幼児教育ですね。それに関して、この施策の中では、例えば幼小の連携であったりとか、スタートカリキュラムのことであったりとかというのは、どこに示されるのでしょうかね。

それから、同じく9年間を見通した新時代の義務教育の在り方のところで、令和の在り方学校

教育ですが、義務教育9年間を通じた教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方の一体化を進めるといふがあるので、その9年間を通じたといふのが、これからも示されていくのだと思うのですが、それは、ⅠからⅧまでのどこに示されているのかなといふことと。

あと最後にもう一つ、同じく新時代に対応した高等学校教育等の在り方についてといふことで、STEAM教育みたいなものが令和の日本型教育では示されているのですが、そこら辺に当たる部分といふのは政策のどこに入るのかといふ、その三つですね。

小学校との円滑な連携、幼児教育と小学校の円滑な連携と、それから、義務教育9年間を通じた教育課程、指導体制、教員養成等の在り方、それから高等学校の教育についてのところを教えてください。

【二瓶教育政策室担当課長】

まず、ちょっと先に、9年間を見通した小中連携のところと、高等学校の魅力ある高等学校、計画をつくっておりますけれども、そこについては基本政策Ⅱに加えてまいります。

ちなみに、幼児教育につきましては、実は以前は川崎市でも公立幼稚園がありまして、幼児教育を一時期、この教育委員会で担ってございました。その後、部署が移管されまして、今はこども未来局のほうで幼児教育の担当となっておりますが、川崎市内に私立幼稚園のみになっておりまして、ベースとしては神奈川県にあります私学振興課のほうになりますかね、所管が。そちらがメインになってまいります。なので、手前のほうのプランの中では、小中高のところは、学校それぞれでは、例えば校庭開放ではないですが、幼稚園の行事に使ったり、それぞれの取組はあるのですが、今、幼児教育については所管が移動しているといふことで御理解いただきたいと思っております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【岡田教育長職務代理者】

はい。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第25号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第25号は原案のとおり可決いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださるよう、

お願いいたします。

<以下、非公開>

10 報告事項Ⅱ

報告事項No. 3 「川崎市総合計画」第2期実施計画令和2年度事務事業評価結果について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

報告事項No. 3 「『川崎市総合計画』第2期実施計画令和2年度事務事業評価結果について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【二瓶教育政策室担当課長】

引き続き、よろしくお願いいたします。

報告事項No. 3でございます。「『川崎市総合計画』第2期実施計画令和2年度事務事業評価結果について」について、御説明いたします。

まず、お手元の資料の、こちらのホチキス留めの(1)から(5)まで、項目が並べられている、こちらのページの表紙をめくっていただき、1ページをごらんください。頭に囲みで「『川崎市総合計画』の取組」と、こちらになります。

では、1ページをごらんいただきまして、川崎市総合計画でございますが、全ての行政計画の基本となる計画でございます。本計画の趣旨に基づき、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現を目指しております。

2ページをごらんください。本計画は、平成28年3月に策定され、30年度程度を展望した「基本構想」、おおむね10年を対象とした「基本計画」、4年ごとの「実施計画」で構成されております。今回の評価対象となります「第2期実施計画」につきましては、平成30年度から令和3年度の4か年を計画期間とし、第3階層の施策及び第4階層の事務事業が評価対象となっております。

3ページをごらんいただきまして、本計画では、基本構想といたしまして「めざす都市像」「まちづくりの基本目標」を定め、その下にあります黒地に白抜きになります「5つの基本政策」が定められております。また、その下に属する白い連なるボックス23個が政策となっております。このうちの基本政策2「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」に連なる政策2の「未来を担う人材を育成する」及び3の「生涯を通じて学び成長する」、また基本政策4の8になります「スポーツ・文化・芸術を振興する」の中の一部に教育委員会関連の事務事業が含まれておりまして、教育委員会といたしまして、合わせて46の事務事業が位置づけられております。

4ページをお開きください。評価結果についての全体概要でございます。中段にございます「(1) 施策・事務事業の評価」にありますとおり、施策の評価につきましては2年に一度実施しておりまして、今回の事務事業の評価は、毎年実施するものでございます。

また、5ページに移りまして、一番下段にあります「4 公表スケジュール」でございますが、評価結果につきましては市議会への報告、報道機関への情報提供など、公表を行ってまいります。

次に、6ページをごらんください。評価結果についての教育委員会事務局分でございます。2の評価結果の概要でございますが、その下の表1にありますとおり、達成状況区分は5段階で分かれております。教育委員会が所管する事務事業46事業につきましては、「目標を上回って達成」を表す達成度2が4事業、「目標をほぼ達成」を表す達成度3が26事業、「目標を下回った」を表す達成度4が16事業ございました。この中で、目標を上回った事業及び下回った事業について抽出して御説明いたしますので、右側7ページをごらんください。

まず、目標を下回った事業について御説明いたします。一番左に附番されております通し番号のうち、2番「学力調査・授業改善研究事業」でございますが、市学習状況調査の実施や学習指導要領の改訂への対応をしたものの、国による全国学力・学習状況調査は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことから、「目標を下回った」ことを表す「事業の達成度」を「4」としております。

また、下から2番目でございます5番の「理科教育推進事業」でございますが、こちらは理科支援員の全小学校配置や先端科学技術者の派遣授業の実施を行ったものの、横浜国立大学と連携した中核理科教員養成プログラム、こちらが新型コロナウイルスの影響により中止となってしまったことから、「事業の達成度」を「目標を下回った」「4」としてございます。

以降、次の8ページ以降になりますけれども、「事業の達成度」が「目標を下回った」としている「4」としている事業につきましては、主に新型コロナウイルスの影響によりまして、計画していた取組を中止または縮小とせざるを得なかったものでございます。現時点におきましても、新型コロナウイルスの影響は続いておりますが、イベントや研修などにつきましては、可能な限りオンラインで開催するなど、その開催方法を工夫することで事業の目的を達成できるよう取り組んでいるところでございます。

こうした新型コロナウイルス等の影響がある中ではございますが、「事業の達成度」が「目標を上回った」として「2」を振っている事業について御説明いたします。

ページ番号で言いますと9ページをごらんください。通し番号で言いますと、一番上の14番でございます。「教育の情報化推進事業」につきましては、第2期のこの計画策定時には計画がございませんでした「GIGAスクール構想」でございますが、昨年度、一人1台端末の整備や高速大容量ネットワークの整備、こちらを着実に進めまして、学校のICT環境の整備が一気に進んだことなどにより、「目標を上回った」ことを表す「事業の達成度」を「2」といたしました。

1枚おめくりいただきまして、10ページをごらんください。下から3番目の24番になります「学校安全推進事業」でございますが、スクールガード・リーダーの配置数、従来の20名の計画に対しまして25名を配置し、通学路の安全確保等を推進したことなどから、こちら、「目標を上回った」ことを表す「2」といたしました。

そのページの一番下段でございます26番の「学校施設環境改善事業」でございますが、学校トイレの快適化やエレベーター設置などの取組が目標数を上回り、また、当初計画になかった取組といたしまして、登戸の事件も踏まえまして全ての小学校に防犯カメラを整備したことにより、コロナ禍におきましても学習環境を確保するためのスポットクーラーの整備などによりまして教育環境の向上を図ってきたことから、「目標を上回った」ことを表す「2」としてございます。

最後になります、13ページをごらんください。中段でございます44番の「橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業」でございますが、史跡巡り等活用事業の参加者が目標250人に対しまして、新型コロナの影響が続く中、対策を講じながら実施することで、結果として374人の実

績となりました。コロナ禍でも参加者を確保し、遺跡への理解・認識を深めることにつなげることができたことから、「目標を上回った」ことを表す達成度として「2」とさせていただきます。

『川崎市総合計画』第2期実施計画令和2年度事務事業評価結果について」の説明は以上でございますが、本結果につきましては、8月31日の文教委員会におきまして御報告を行う予定でございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

学校の安全対策ということで、防犯カメラの設置ですとかスクールガード・リーダーの配置拡充ということで、非常に成果が上がったということなので、引き続き、また努力をしていただきたいと思っておりますけども、スクールガード・リーダーの任命は、どんな方でしょうか。

【二瓶教育政策室担当課長】

スクールガード・リーダーは警察のOBの方であるとか、地域の方をよく存じ上げていただいている方をお願いしておりまして、巡回をしていただきながら通学路の安全対策を図っていただいているところでございます。見守りをしていただいているという状況でございます。

【小田嶋教育長】

基本的には、スクールガード・リーダーは全員警察のOBで、地域の御協力いただいているスクールガードをリードしていただこうと、いろいろ御指導していただいたりしている、そういう形になっております。

他にはいかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どうもすみません。13ページの42番ですけど、さっきから私が気になっていたのは、こういうことだったのだなというのが分かったのですが、生涯学習財団と社会教育関係団体が同じ枠に入っているんですね。それぞれが自主的な活動であって、それを支援するというふうに位置づけられているので、先ほどから報告でも並び称されていたというのが分かりました。ただ、生涯学習財団は社会教育関係団体ではないので、市が出資して、ある一定の事業をやってもらっているわけですね。自主的な団体ではなくて、かなり行政本体とは違う形で、市民館や行政本体でやらない、できないようなことを、そこにやってもらっているという位置づけだと思うので、ちょっと何か、この辺の位置づけを考え直したほうがいいんじゃないかなと、少し気になりました。

以上です。

【二瓶教育政策室担当課長】

検討させていただきます。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

事業の評価ですけれど、残念ながら4という評価が多くなってしまったわけですが、ざっと読んだところを見ると、基本的にコロナの影響がすごく大きくて、いろんな事業ができなかったところが主な原因だろうなというのは分かったのですが、コロナを差し引いたところの部分というのは、どんな感じだったのかなというのをお聞きできればと思うのですが。

【二瓶教育政策室担当課長】

達成度等の、この考え方、当初の目標に対して、基本的にはアウトカム指標といいますか、成果指標を設定しながら、実際、このコロナという状況で4になってしまったという状況があります。ただ、そういった中でも、代替の取組、例えばオンラインの取組であるとか、そういったところで、番号で言いますと10番、ページ番号で言うと8ページの10番ですね、ここ、多文化共生事業なんかにつきましては、ここも中段に二つ目の黒丸にございますように、コロナ等の影響によりまして、第1回目は中止となっておるのですが、第2回は書面開催をしております。こういった中止をしている中でも、講師派遣の増であったりとか、いろんな工夫をしながらできているところに関しましては、当初からの目標、例えば来館者数何人と言っているところで下回ってしまって4としているところもあるのですが、こういった取組、いわゆる活動指標的なところで代替の取組ができたりですとか、工夫して開催できたところに関しましては3としているところがございます。なので、コロナの影響を受けて一律に4としているわけではなくて、代替の取組等工夫ができたところにつきましては、3という達成度をお示しさせていただいているところもございます。

以上です。

【高橋委員】

細かいところを見ると、4と書いてあるところもコロナで対面でできないところ以外は、ちゃんとやっていたのだからというのを読むと分かるのですが、数字だけ4と出してしまうと、そういうのが見えなくなってしまうなというところがあったので。でも、コロナがあっても、さらにプラスでいろいろやっていらっしゃるというような事業もあるということだったので、これからも厳しい状況が続くと思うのですが、引き続きお願いしたいと思います。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

今の高橋委員の話と非常に近い話ではあるのですが、こういった評価を受けて、今年度、どういうふう to 実施していくかというところが非常に大事かなというふうに思います。その中で、コロナの影響は、多分、今年度もかなり続くだろうということと、やはりデルタ株の影響があって、ますます厳しくなる側面があるかと思しますので、去年と同じことを繰り返すと、そこは何も対応してこなかったということになってしまいますので、ぜひ、計画の見直しであるとか、あるいは対応の仕方を変えろとか、ぜひ、昨年度の経験を踏まえて変えていくような柔軟な取組をしていただけたらなというふうに思いました。よろしくお願ひいたします。

【二瓶教育政策室担当課長】

かしこまりました。いろいろオンライン等で工夫しているケースもございまして、そういったものを推進しながら、さらに上回ったところにつきましては、そこで満足することではなくて、さらに高みを目指していくではないですが、取組を推進していきたいと思ひます。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

昨年度と違う状況では、G I G Aパソコンが配置されているというところで、この事業、それぞれの中でどこまで活用できるかということはあるんですけど、今後は、やっぱりその部分で、去年できなかったことを、可能性を広げていくということはしっかりやっていきたいと思ひますので。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

ここで、10分程度の休憩を取りたいと思ひますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、再開は16時5分といたします。それでは休憩といたします。

(15時55分 休憩)

(16時05分 再開)

【小田嶋教育長】

それでは、会議を再開いたします。

報告事項No. 4 学校プールの効率的な運用・整備の推進について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 4「学校プールの効率的な運用・整備の推進について」の説明を、教育環境推進室担当課長、お願いいたします。

【吉田教育環境整備推進室担当課長】

それでは、報告事項No. 4「学校プールの効率的な運用・整備の推進について」、御説明いたします。

初めに、1の学校プールの運用・整備に関する「現状と課題」についてでございますが、一つ目の黒丸でございますとおり、水泳が苦手な者も含めた児童・生徒の泳力向上には、専門的かつ効果的な水泳指導が必要であり、水泳授業の質の向上が求められているところでございます。続いて、二つ目の黒丸でございますが、プールの清掃等のほか、児童生徒の安全を確保しながら水泳授業を行わなければならないなどの、プールの維持管理・運営における教職員等の負担も課題となっております。続いて、三つ目の黒丸でございますが、暑さや台風、ゲリラ豪雨等により、近年、授業を実施できないことが増えてきており、着実な授業時間を確保することも課題となっているところでございます。最後に、四つ目の黒丸でございますが、学校プールの耐用年数は30年であるところ、これを超過したプールは94施設と老朽化が進行しており、その横の四角枠でございますとおり、仮に、これら全てを更新した場合には、136億円の経費を要する試算となっております。その他、毎年度の水道料金ほか、清掃、ろ過器のメンテナンスなど運営費、維持管理費も含め、学校プールの運営は財政的に大きな負担となっているところでございます。

次に、「2 今後の方針」をごらんください。ただいま御説明いたしました課題を踏まえ、左から右へのフローでございますとおり、今後、学校プールの新設・更新等の必要性がある場合には、まずは徒歩またはバスでおおよそ10分圏内の市民プール、民間プール、隣接校プールの活用を検討するものとし、そうした活用の見込みがない場合にのみ、自校でのプールを整備することを今後の基本的な方針とし、運用を図ってまいりたいと考えております。

次に、「3 効率的運用手法の概要」をごらんください。表につきましては、市民プールの活用等の各種法のメリット、デメリットなどをまとめたものでございます。特に市民プール、民間プールの活用についてのメリットは、先ほど御説明いたしました課題の解決に資するものであるとともに、民間プールの活用については、事業者によるきめ細かな指導が可能となるなどのメリットもあります。一方、デメリットにつきましては、市民プールの活用については、休館日がないと対応が困難であること、民間プールの活用については、撤退等のリスクがあることほか、共通して、移動に一定の時間を要することなどが上げられますが、表、最右欄の採用都市の記載のとおり、いずれの手法も他都市では多くの事例があるところでございます。続いて、表の右側の四角枠部分は、市民プール等の手法活用の目安についてでございますが、授業への影響を最小限とするため、学校からの移動時間がおおよそ10分圏内であること、年間コストが自校でプールを整備した場合の単年度当たりのコストである760万円を下回ることの二つとしております。

続いて、「4 今後の取組」をごらんください。冒頭の黒丸でございますとおり、本市では、こ

れまでも多摩スポーツセンター内プールの近隣学校での活用や、西有馬小学校における再生整備事業によるプールの取壊しに伴う一時的な民間プールの活用などを行ってきたところでございまして、これら事例のノウハウも活用しながら、表に記載した直近の2校の課題に対応してまいりたいと考えております。表にございます直近の課題の一つ目といたしましては、新川崎新校の案件でございまして、こちらは、令和7年4月の開校を予定する中、現在、基本設計に取り組んでいるところでございますが、近隣にはバスで10分圏内に三つの民間プールがあり、それぞれヒアリングを行ったところ、ぜひ協力したい等の前向きな回答が得られたことから、当該新校はプールを整備しない形での学校整備を進めてまいりたいと考えております。二つ目の課題は、大戸小学校の案件でございまして、こちらは、中央支援分教室の狭隘化に伴う増築棟の建設に当たり既存プールを取り壊す必要があるところでございまして、増築棟の設計が始まる来年度までにおいて、近隣の民間プール事業者との受入れの協議が整えば、プールの再整備は行わないものと考えているところでございます。今後も、これらの取組を皮切りに、順次、全市的に、学校プールの効率的な運用・整備を推進してまいりたいと考えております。

続いて、「5 本方針の決定等のスケジュール」をごらんください。昨日、伊藤副市長をトップとする局長級会議である教育環境整備推進会議にて本議題を附議し、内容についておおむねの了解をいただいたところでございまして、今月30日には市議会文教委員会にて報告を行う予定でございまして。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

プールは、防災に関する機能を持っている学校があると思うのですが、そういう場合はどうなるのでしょうか。

【吉田教育環境推進室担当課長】

効率化の取組に伴って、個々の学校に応じて、うちの消防局と調整するような形になると思います。具体的な手法としては、防火水槽を設置するとか、消火栓を増設するといった対応になってくると思います。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

はい。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

プールのコスト負担をここまでやっているのが改めて分かりまして、ありがとうございます。今の御提案が、最初の2校はこういう形でいけるということですが、順次、全市的に効率的な運用・整備を推進ということは、今後とにかく民間プールも活用していくのだという考えなのか。それとも、それぞれ条件がいろいろありますけど、今後、第3校目以降は順次、その時点で、その地域、学校の条件に応じて、最も効率的だと思われるものをもっていくというぐらいのほわっとしたものなのか、ちょっとその辺りを教えていただけますか。

【吉田教育環境整備推進室担当課長】

今現在の状況ということになりますと、まだふわっとしたものでございまして、今後築年数の古い順とか、ろ過器があるかないかということ踏まえてですね、ちょっと優先順位づけをしながら、順次取り組んでまいりたいというふうには考えております。

【田中委員】

はい。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょう。

高橋委員。

【高橋委員】

今年、子どもが行っている小学校で、今までは指導員の方が学校に来てくださったのですが、今年はその近隣のスイミングスクールに行くという取組があって、うちの息子のいる学年も行ったのですが、親としては良いことしかないという感じで、例えば学校のシャワーは真水がそのまま出るので子どもは地獄のシャワーと呼んでいて、すごく寒かったり、あと昔みたいにお水も入れっ放しではなくて、定期的に入替えをされるのでお水が温まらないのですよね。なので、入るお水も結構冷たくて、私二番目の子どもがプールに入るのに、ちょっと事情があって見学についていた時期があったのですが、やっぱりすごく寒そうだったので親としては心配だったので、こういう民間のプールですとか、市民プールは設備が整っているので、それは逆に良かったなど。あと、やっぱり6月に雨で潰れることが本当に多くて、例えば12回中4回入れないぐらいが大体普通というか、半分入れたら今年はいっぱい入れたねというぐらい雨の影響が大きいので、屋根があるプールに入れるというのもすごくありがたいことだと思います。

あと一つだけ、民間プールとか市民プールに行った場合は、指導は先生方がされるのか。例えば、スイミングスクールであれば、そこのスイミングスクールの先生がしてくれるのかというのは、また別の話ですか。

【吉田教育環境整備推進室担当課長】

その辺はですね、今後、全市的な実施に当たって検討していくとは思いますが、今やって

いる西有馬小学校、ちょっと試行でやっている部分ですけど、例に挙げますと、その仕様の中ではやはり指導は教員がやって、民間のインストラクターはその補助をするということになっています。あと成績をつけるのも当然、教員がやるということで、民間事業者は必要な助言を行うという形になっていて、こうした取組をやっている他都市の事例を見ても、おおよそそのような仕様になっているので、今後、全市的にやっていくにあたって、そういう形になるのかなと。あくまで主体は教員という形かと思います。

【高橋委員】

もしお金的に変わりがないのであれば、もちろん主体は先生ですけども、英語のE L Tみたいな感じで、割と積極的に指導の支援をしてくださるというような形になるとありがたいかなと思うので御検討ください。

【吉田教育環境整備推進室担当課長】

かしこまりました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。最初に専門的かつ効果的な水泳指導が必要というところで、ここはもう、やはり専門家の指導や助言、あるいは具体的な指導をしていただくようなことにはなるとは思いますけど、あくまでも授業計画を立てて、計画的に指導をして、評価していくのは、やっぱり教員ということになるかなと思います。

石井委員。

【石井委員】

二つ教えてください。民間プールの活用で、そのデメリットの撤退等のリスクがあるというふうに書かれているのですが、この二つの場合には、その撤退等のリスクがないと判断した理由を教えてください。民間プールは屋内、屋外で二つあって、屋内の場合ですとオールシーズンできる環境があると思うのですが、そうすると水泳の授業なんかもそれに伴って、例えば、冬場でもやるなんていうこともあり得るのでしょうか。二つ、お願いします。

【吉田教育環境整備推進室担当課長】

後者の民間の屋内、屋外といったことでは、基本的に市内にある民間事業者のプールは35ありまして、それ全て屋内です。屋内プールになっていて、ということで夏だけではなくて冬もプールができるということで。他都市の担当に聞いたところ、プールは夏に入るものだという意識があると思うのですが、ただ冬は冬で寒空の下、校庭を短パンで走るより、温かい温水プールに入ったほうが子どもが喜ぶみたいなことも、そんな意見も挙がっているというところですよ。

あと、撤退のリスクがないというところは、この新川崎新校とかの話ですかね。

【石井委員】

そうです。この大戸小と。

【吉田教育環境整備推進室担当課長】

大戸小学校は、これまで事業者とヒアリングをしているところなので、ここについては、この効率化の取組、できるかどうか、未定なところでございます。

一方で新川崎新校は、先ほど御説明したとおり3社いて、3社ともやる気があるというところなので、導入に当たっては1社、入札という形にはなりますけど、仮にそこが撤退しても他の業者にあたったりということも選択肢が多数ありますので、そちらはできるかなというふうを考えております。

【小田嶋教育長】

岩切委員。

【岩切委員】

コストを示していただいて、非常に柔軟な対応を図っていただいたことが分かって、ありがとうございました。ちょっと細かい質問になって恐縮ですけれども、この徒歩圏内またはバスでおよそ10分圏内というふうになりますと、往復だと20分ぐらいかかると思うのですけれども、他の授業への影響であるとか、そういった炎天下、歩いていくということに関して、何か懸念とかはございませんか。

【吉田教育環境整備推進室担当課長】

そうですね。この資料を作ったとき、10分圏内というのは他都市の資料とかも見て10分で、大体1コマ45分の授業を2コマ使って90分の中で、その中で60分の授業を取るというような形でやっていて、残り30分ないし休み時間も入れて35分とか、もうちょっと時間があったりしますけど、その時間については着替えとか、移動で使っているというようなところで、できるのかなというところで考えていますが、さっきの例に挙がっている西有馬小学校ですけど、西有馬小学校も当初はそんな形でやろうと思っていたのですが、結構移動になんだかんだいって時間がかかるとか、あとプールに入る前、入った後の健康観察なんていうのも必要だということになって、今現在では西有馬小学校は年4回プールをやっているのですが、その回ごとに、健康観察とか移動とか着替えとか含めて、ほぼほぼ午前中いっぱい使ってそうしたことをやって、その中で60分の授業を確保しているというような実態があります。だから思ったより、正直授業時間ですね、時間がかかってしまっているのですが、その中で学校において授業スケジュールを調整していただくような形になるのかなというふうには思います。

【岩切委員】

先生方には、かなり調整のお時間とか取られるかもしれないのですけれども、ぜひこういった取組、積極的にトライしていただけたらなと思いました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認といたします。

報告事項No. 5 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 5「公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【大島健康給食推進室担当課長】

それでは、報告事項No. 5「公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について」御報告いたします。

資料の表紙をおめくりいただき、1ページをごらんください。初めに、「I 法人の概要」の「1 設立年月日」でございますが、設立年月日は平成24年4月1日でございます。なお、旧財団法人川崎市学校給食会の設立年月日は昭和33年5月1日でございます。次に、「5 目的」でございますが、「川崎市立学校の学校給食に関する事業を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与すること」を目的としております。

次に、「II 令和3年度の事業計画に関する書類」について御報告いたします。「1 事業計画の概要」でございますが、給食物資を共同購入することにより、品質のよい給食物資を安い価格で購入し、学校給食の充実発展と円滑な運営を図るため、「(1) 学校給食用物資の調達に関する事業」をはじめとして、(2) から (4) まで具体的な事業内容を記載してございます。

次に、2ページをごらんください。「2 予算書」でございます。左から項目として、「科目」「予算額」「前年度予算額」「増減」「備考」となっておりますが、一番左の「科目」と「予算額(A)」の欄をごらんください。「I 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」でございますが、「(1) 経常収益」につきましては、「ア 基本財産運用益」から「カ 雑収益」までで構成されており、「経常収益計」として、本表中段に記載しておりますが、「予算額」として、57億7,260万9,000円を見込んでおります。次に、「(2) 経常費用」でございますが、「ア 事業費」と、3ページにお進みいただき、上から3行目の「イ 管理費」を合わせまして、その合計は、3ページ中段の「経常費用計」の行にございます、57億7,260万9,000円を見込んでおります。

次に、4ページから5ページにかけて、「3 予算書内訳表」を掲載してございますが、こちらは、ただいま御説明申し上げました「予算書」を会計別に区分、記載したものでございます。

次に、6ページをごらんください。「III 令和2年度の決算に関する書類」について、御報告いたします。「1 事業の実績報告」でございますが、令和2年度に実施いたしました「(1) 給食物資の共同購入」、「(2) 給食物資に関する調査研究」、「(3) 学校給食の普及奨励に関する事業」の各事業の実施状況を記載しております

次に、中段の「2 貸借対照表」でございます。左から、「科目」、「当年度」、「前年度」、「増減」となっており、「当年度（A）」欄が令和2年度の決算額、「前年度（B）」欄が令和元年度の決算額でございます。一番左の「科目」と、「当年度（A）」の欄をごらんください。初めに、「I 資産の部」でございますが、「1 流動資産」と「2 固定資産」を合わせた資産の合計は、7ページにお進みいただきまして、上から9行目の「資産合計」の行にございます、6億424万3,649円でございます。次に、「負債の部」でございますが、「1 流動負債」と「2 固定負債」を合わせた負債の合計は、本表の下から9行目の「負債合計」の行にございます、3億3,806万5,763円でございます。次に、「Ⅲ 正味財産の部」でございますが、正味財産の合計は、本表の下から2行目の「正味財産合計」の行にございます、2億6,617万7,886円でございます。次に、「負債及び正味財産合計」は「資産合計」と同額になっております。

次に、「3 正味財産増減計算書」でございます。当該計算書は、貸借対照表に記載されている正味財産の増減を表す計算書でございます。本表の「当年度（A）」の欄をごらんください。「I 一般正味財産増減の部」、「1 経常増減の部」といたしまして、「(1) 経常収益」の合計でございますが、8ページにお進みいただきまして、上から11行目の「経常収益計」の行にございます50億5,604万1,370円でございます。経常収益の内訳といたしましては、「事業収益」に「給食費 予納徴収金」と記載のある、保護者から納められる学校給食費のほか、本市からの補助金、雑収益等でございます。次に、「(2) 経常費用」につきましては、「ア 事業費」と、下から2行目の「イ 管理費」で構成し、その合計でございますが、9ページにお進みいただきまして、中段の「経常費用計」の行にございます、51億5,935万3,225円でございます。経常費用の内訳といたしましては、給食物資代金のほか、学校給食会職員の給料手当や衛生検査費等でございます。次に、当期一般正味財産の増減額につきましては、本表下から8行目の「当期一般正味財産増減額」の行に記載されておりますが、令和2年度は、マイナス1億331万1,855円となっております。これに、次の段の「一般正味財産期首残高」3億6,848万9,741円を加算した、「一般正味財産期末残高」は、2億6,517万7,886円となります。「II 指定正味財産増減の部」といたしまして、「指定正味財産期末残高」は100万円でございますので、「Ⅲ 正味財産期末残高」につきましては、本表の一番下の行にございます、2億6,617万7,886円となっております。

次に、「4 正味財産増減計算書内訳表」につきましては、9ページの下から11ページまで掲載してございます。当該内訳表は、ただいまの説明を、給食物資に関する事業費の「公益目的事業会計」と管理的経費である「法人会計」の会計別に区分し、掲載したものでございます。後ほど、御参照いただければと存じます。

次に、12ページから15ページにかけて、「5 財務諸表に対する注記」、「6 附属明細書」、「7 財産目録」を掲載しております。後ほど、御参照いただければと存じます。

「公益財団法人川崎市学校給食会」の経営状況についての報告は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。よろしいですか。

高橋委員。

【高橋委員】

2点あります。1ページの役職員数のところで、役員数が常勤2名、非常勤7名で、合計9名。職員数が、常勤が4名で、非常勤が7名で、合計11名という理解で合っていますかというのと、あともう一つの質問は、8ページ、9ページの正味財産増減計算書のところに給料手当とか、職員の方々にお支払いしている金額が書いてあると思うのですが、人数が全部で合わせて20名ぐらいになると思うのですが、その割にこういう手当とか給料の額が小さいじゃないかなと思ったのですが、そこを教えてください。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【大島健康給食推進室担当課長】

まず委員から、1番目に御質問がありましたお答えは、先ほど委員がおっしゃったとおりの解釈で合っております。

それと、2番目の給料に関してですが、委員がおっしゃったように総勢21名ですかね、非常勤を含めてですけども。これについては、例えば、理事長でございますと月額34万円の年間408万円。社員、専務理事につきましては、事務長ですね、月30万円の年間360万円。非常勤で常勤している者については、約200数十万円の給料で行っておりまして、非常勤の役員については、会議に出席ごとに数千円の謝礼金といった形で対応しておりますので、こういった内訳になっております。

以上です。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

はい、分かりました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 5について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

報告事項No. 6 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 6「公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について」の説明を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課長です。よろしくお願いたします。それでは、報告事項No. 6「公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況」につきまして、御報告申し上げます。

1ページをお開き願います。「I 法人の概要」の「1 設立年月日」でございますが、設立年月日は平成24年4月1日でございます。次に、「5 目的」でございますが、「川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与すること」でございます。

次に、「II 令和3年度の事業計画に関する書類」の「1 事業計画の概要」でございますが、資料に記載の(1)から(5)までの基本的考え方に基きまして、ページの下段、「(1) 生涯学習に関する学習機会提供事業」から2ページの(7)までの各種事業を行うものでございます。次に、「2 予算書」でございますが、表の左から1列目の「科目」と2列目の「予算額」の列をごらんください。「I 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」でございますが、「(1) 経常収益」は、基本財産運用益などございまして、その合計は、ページをおめくりいただき、3ページの上から8行目の「経常収益計」の行にございます、3億1,969万2,000円でございます。その下、「(2) 経常費用」につきましては、「ア 事業費」とページの下段の「イ 管理費」を合わせまして、その合計は4ページ中段の「経常費用計」の行にございます、3億2,412万4,000円でございます。その下、これらを差し引きした「当期経常増減額」は、マイナス443万2,000円となっており、2行下の「一般正味財産期首残高」が9,903万1,000円でございますので、「一般正味財産期末残高」は9,459万9,000円でございます。その下、「II 指定正味財産増減の部」の「指定正味財産期末残高」は2億220万円でございますので、二つの期末残高を合わせた「III 正味財産期末残高」は2億9,679万9,000円でございます。

次の4ページから7ページの「3 予算書内訳表」につきましては、ただいま御説明申し上げました「予算書」を会計別に区分し、記載をしたものでございます。7ページをお開きください。「III 令和2年度の決算に関する書類」の「1 事業の実績報告」では、令和2年度に実施いたしました各事業と、その実施状況を記載しております。

8ページをごらんください。中段の「2 貸借対照表」でございますが、表の左から1列目の「科目」と2列目の「当年度」の列をごらんください。「I 資産の部」でございますが、「1 流動資産」と「2 固定資産」の合計は、ページをおめくりいただきまして、9ページの上から10行目の「資産合計」の行にございますが、3億943万613円でございます。その下、「II 負債の部」でございますが、「負債合計」は1,466万1,550円。その下、「III 正味財産の部」につきましては、「正味財産合計」は2億9,476万9,063円ございまして、「負債及び正味財産合計」は、「資産合計」と同額となっております。

次の「3 貸借対照表内訳表」につきましては、ただいま御説明をしたものを会計別に区分し、記載をしたものでございます。

10ページをごらんください。ページ下段の「4 正味財産増減計算書」でございますが、表の左から1列目の「科目」と2列目の「当年度」の列をごらんください。「I 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」、ページをおめくりいただき、11ページの一番上の「(1) 経常収益」でございますが、こちらは基本財産運用益などございまして、その合計は、ページ中段より下の「経常収益計」の行にございます、2億9,392万6,309円でございます。その下「(2) 経常費用」につきましては、「ア 事業費」と、12ページにまいりまして、ページ中段の「イ 管理費」で構成をしております、その合計「経常費用計」はページ下段にあります、3億560万7,769円、「当期経常増減額」は、マイナス1,168万1,460円となっております。次に、「2 経常外増減の部」につきましては、ページをおめくりいただき、13ページ一番上の「経常外収益計」は95万1,500円、「経常外費用計」は64万2,242円でございますので、「当期経常外増減額」は30万9,258円となっております。2行下の「当期一般正味財産増減額」は、マイナス1,137万2,202円となっており、「一般正味財産期首残高」が、1億314万1,265円でございますので、「一般正味財産期末残高」は、9,176万9,063円となっております。「II 指定正味財産増減の部」でございますが、表の下から2行目、「指定正味財産期末残高」は2億300万円でございますので、「III 正味財産期末残高」につきましては、2億9,476万9,063円となっております。

次の13ページから15ページの「5 正味財産増減計算書内訳表」につきましては、ただいま御説明を申し上げました会計別に区分をし、記載したものでございます。

また、16ページから20ページまでにかけては、「財務諸表に対する注記」と「財産目録」を掲載しておりますので、御参照願います。

「公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について」の御説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますか。

高橋委員。

【高橋委員】

二つ教えてください。11、12ページで、さっきの報告のところで聞いておけばよかったのですが、事業費にも給料手当があって、管理費にも給料手当があるのですが、そのほか、福利厚生費とかあるのですが、その違いを教えてください。が、一つと、報酬と給料手当と諸謝金というのがあるのですが、その違いを教えてください。働いている方なのか、例えば、外部から来て、いろいろやってくださった方へのお金なのかとか、その辺りを教えてください。

【箱島生涯学習推進課長】

今の御指摘のとおりですね、特に生涯学習財団の場合には、公益事業としてやっている事業でございます。この事業に携わっている人間の部分については、人件費は事業費のほうに計上しております。謝金を比べていただくと、圧倒的に事業費のほうの金額が大きいのと思いますが、これは事業の際に財団は講座、学級等をやっていますので、そのときに来ていただく講師の謝礼になっております。事業費のほうが非常に大きくなっているということでございます。

管理費につきましては、当然受付とか、中を含めて管理的な業務をやる人間がおりますので、

この部分のものが管理費のほうに入ります。役員等についての報酬なんかは管理費のほうに入ります。併せて答えましたが、以上でございます。

【高橋委員】

報酬というのは、どなたへの報酬でしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

報酬については、一般的には役員報酬です。給与手当等については、臨時職員、非常勤ともいいます、そういったところで使い分けをしております。以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

はい。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

【田中委員】

ちょっとよろしいですか。

【小田嶋教育長】

田中委員。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。見方がよく分からないので教えていただきたいのですが、令和2年度に元々予定していた収入に対して、実際はこれぐらいしかかからなかったのは、多分コロナのせいで相当事業の縮小が余儀なくされたのではないかなと思って、そのあたりは経常収益の欄を見ればいいのですか。例えば、10ページから11ページにかけて、正味財産増減があって、11ページ中ほど下に経常収益計とありますけども、これが例えば、前年度と当年度と比較して、これだけ減ったという。この辺りを見れば、どれだけ収入が減ったかっていうのが分かるということでもいいですか。

【箱島生涯学習推進課長】

今、田中委員がおっしゃったようにですね、予算と予算を比べるには、2ページのところで予算書の、例えば、多分田中委員がおっしゃっているのは事業収益みたいな、授業料とか施設使用料とかなんですけど、それはウのところ、前年度の予算ですね、今年度の予算はこれぐらいです。で、今お話になったように、後ろの11ページのほうで比べていただくと、決算額の比較が出てきます。ちなみに、前年度からの収益として、決算ベースで事業料については140万ぐらい減

されているのかなというふうに思っております。施設使用収入については、大体37万円ぐらいの減のかなと認識しているところがございます。以上でございます。

【田中委員】

分かりました。市民館だと、かなり事業を縮小してきたのはよく分かっているのですが、それと比べると、もっと減っているのかなと思ったのですが、それほどでもないという気がしたのですが、そういう理解で大丈夫ですか。

【箱島生涯学習推進課長】

実はですね、財団ですけれども、事業料については令和元年度の4月に消費税等の値上がりで、それまで上げていなかったものを少し財団で利用しています。それと、施設使用収入については、特に昨年、令和2年ですね、10月から施設使用収入、若干値上げさせていただきました。正直申し上げますと、コロナの影響ですね、キャンセルもあって、かなり市民活動に大きく影響を受けたところがございますので、通常の年間の計算というのは、なかなかうまくいっていない状況というのは正直あるところがございます。以上でございます。

【田中委員】

分かりました。ついでながら、事業については、例えば、7ページに令和2年度の決算に関する書類とあって、学習機会提供事業がありますね。これは市から見れば委託なのか、助成なのか、その辺はどういう形でしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

(1)、(2)、(3)の部分については、これは財団も公益事業に位置づけておりまして、市からの、先日も申し上げたお話で、大体1億4,000万ぐらいの補助金制度ですね。そのうちの一部は経費として当たっているものと考えております。財団の自主的な事業のところについては、主なものは(6)のスポーツ、文化、陶芸という、これが財団の事業料収入に当たるところでございます。委員の言った(5)のところは、市から委託として出ている事業の部分のものでございます。主には、そういう分け方です。

【田中委員】

なるほど、分かりました。そうすると、(1)、(2)、(3)というのは、財源は委託ではなくて何でしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

これは財団のほうの公益事業として、財団が財団主体の事業としてやっているものに補助が当たっているというようなことです。

【田中委員】

そういうことですか。

【生涯学習推進課長】

はい。

【田中委員】

財団自体の自主財源がかなりあるということですか。

【箱島生涯学習推進課長】

財団自体の財源は市の補助金と、事業料収入、先ほど申し上げた施設使用収入、収入は大きなものは、その3点でございます。それを含めて、財団としての歳出については、この(1)、(2)、(3)のところでは事業としているということでございます。

【田中委員】

そうですか。そうすると、この(1)、(2)、(3)の基の、ある一部分は市からの助成金になるわけですか。

【生涯学習推進課長】

市からの補助金があったという部分でございます。

【田中委員】

なるほど。はい、分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがですか。

岩切委員。

【岩切委員】

コロナ禍にあつての運営の仕方についての質問ですけれども、昨年度、令和2年度の活動の中で、オンラインでやられて、例えば、教室を使わないで済んだとか、そういうものはあるのでしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

昨年度は途中からでしたので、実はこのシニア活動のところの講座をやってございます。この講座の一部の「シニア活動講演会」、この部分の参加者数のうち約33人がオンラインで入っている。この事業をオンラインでやらせていただいているということと、あと生涯学習財団については、今後のコロナ禍、オンラインの環境も増えていくということで、昨年生涯学習プラザにWi-Fi環境を整備させていただいているところでございます。

それと、川崎市民アカデミーと共同事業を一緒に行っていますが、川崎市民アカデミーのほうは後期の講座から、今年も含めましてオンラインの事業を取り入れているところでございます。以上でございます。

【岩切委員】

そういったオンライン化、W i - F i を使った情報提供をすることで、何か今年度の予算を変更されたとか、そういうことはあるのでしょうか。

【生涯学習推進課長】

財団ですね、予算上のところで大きく何か影響もあるということは、今のところはちょっとございません。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。ありますか。

【高橋委員】

すみません、先ほど報酬というところは役員報酬だという御説明をいただいたと思うのですが、1 ページの役員数のところで常勤の方が2名で、非常勤の方が7名というお話で、先ほどの給食会のほうの役員報酬と比べると全然桁が違って、役員の方のお仕事形態とかが違うからということでしょうか。ちょっと額が大きかったので。

【箱島生涯学習推進課長】

給食会の部分ですね、私は細かい資料を持っておりませんが、役員報酬の件については、財団のほうでも理事会で承認を受けるかと思えますけれども、基本的には勤務日数とかですね、そうしたものを含めて判断されているというふうに考えています。以上です。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

はい。

【小田嶋教育長】

それでは。

【田中委員】

補助金のことでですけど、例えば、2 ページの中ほど、受取補助金等とありますね。指定管理のお金は補助金の形なんですね。この指定管理料というのは、実際には大山街道と夢パークと、この二つでいいのかということと、それからもう一つ、市補助金収入というのがありますが、2 ページでいくと、予算額141,811円ですね。これは何か財団のほうから「これやります」ということを申し出て、それに対して市が評価して補助金を出すのか。あるいは、もう年間経常的

にこれだけ出すと決まっています、それを受けて財団を通して、自主的に何か決めてやるのか。その辺り、ちょっと簡単によろしいですかね。

【箱島生涯学習推進課長】

まず指定管理料につきましては、田中委員がおっしゃるとおりの、夢パークと大山街道の2施設からの指定管理でございます。

市の補助金につきましては、市の補助金、基本的にみんなそうですけれども、基本的には財団のほうで計画書を頂いて、こちらのほうでしっかりと判断して補助金を出していくという形になりますけれども、基本的には、先ほど申し上げた(1)、(2)、(3)のところは、財団もこの間ずっと継続してきている事業のところですね。その部分の計画書を上げていただいて、補助金をお示しするというところでございます。以上でございます。

【田中委員】

分かりました。ちょっと一言だけ。先ほどから私が別の議題で言ってきた意見と整合性を持たせるために、一言だけですけど。

そうやって財団が計画するというよりは、むしろ市で生涯学習事業体系の中で財団にこれを委託したいという形で委託したほうが良いのではないかというような印象を先ほどから持っていました。これは、もう印象ですので、以上です。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 6について、承認してよろしいですか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 6は承認といたします。

報告事項No. 7 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 7「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 7「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして、御説明申し上げます。こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第1項による専決処分」について、御報告するものでございます。

1番をごらんください。専決処分年月日は令和3年5月26日でございます。事件の概要でございますが、「平成28年度、市立小学校に通学していた当時6年生の児童（以下「本件児童」という。）に対し、同級生の児童らがいじめ行為を繰り返し、及び担任教諭がこれを制さずに、これに加担して、平成28年10月21日に他の児童らの前で本件児童に対し謝罪を強要したとして、本件児童及びその保護者が、横浜地方裁判所川崎支部に本市及び同級生の児童の保護者らを被告とし、本件児童に対し220万円、その保護者に対し114万5,069円を被告らが連帯して支払うことを求め、損害賠償の請求に係る訴訟を提起した。第1審判決は、当該教諭の対応が、本件児童の人格権を侵害するものであるとして、本市に44万円及びこれに対する平成28年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを命じた。本市は、上記判決には承服し難いことから、東京高等裁判所に控訴し、本件児童は当該控訴に附帯して控訴したが、同裁判所から強い和解勧告があった。」でございます。和解条項要旨でございますが、「本市は、相手方に対し、本事件の解決金として44万円の支払義務があることを認め、この金員を令和3年6月30日限り支払う。」とするものでございます。

なお、この案件につきましては、令和3年第3回市議会定例会に報告をいたします。説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 7について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 7は承認といたします。

報告事項No. 8 令和2年度川崎市一般会計教育費の決算について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 8「令和2年度川崎市一般会計教育費の決算について」の説明を、庶務課長、お願いします。

【日笠庶務課長】

それではですね、報告事項No. 8「令和2年度川崎市一般会計教育費の決算について」、こちらにつきまして、御報告申し上げます。

まず、令和3年第3回市議会定例会に提出いたします「令和2年度一般会計歳入歳出決算認定について」、こちらについて教育費決算の主な内容について、御説明いたします。説明につきましては、お手元の資料ですね、こちらの3ページにまとめた資料、こちらで御説明させていただきますので、こちらのほうをごらんください。

それでは、初めに項番1「一般会計決算」、こちらは川崎の一般会計全体の決算についてでございますけれども、こちらの歳入歳出とも、表の左側から申し上げますが、予算現額は1兆529億1,799万5,909円。歳入の収入済額は9,597億4,427万9,599円。歳出の支出済額、こちらは9,562億691万3,202円。翌年度に繰り越す事業の財源、繰越財源、こちらは33億5,243万9,334円で、収入済額から支出済額と繰越財源を差し引いた実質収支、こちらは1億8,492万7,063円の黒字となっております。

次に、項番2「教育費決算」でございます。令和2年度の教育費決算は、先ほどと同様に表の左側から申し上げます。予算現額は1,433億5,453万6,550円。支出済額は1,201億3,094万1,618円。翌年度繰越額は133億2,286万3,319円となっております。また、下のグラフに過去5年間の教育費の決算、支出済額の推移を表しておりますので御参照ください。

次に、項番3「教育費の主要施策の成果」についてでございますけれども、こちらにつきまして事業別に御紹介させていただきます。初めに、「教職員の働き方改革」として実施された事業等でございます。まず、教職員事務支援員の配置を小・中学校153校に拡充、障害者就業員の配置を小・中学校13校に拡充、教職員事務支援員または障害者就業員を合わせて、全小・中学校に配置いたしました。続きまして、部活動指導員の配置を中学校22校に拡充、令和3年度からの学校給食費の公会計化に向けて給食費徴収システムの構築や、公会計化の業務体制を整備いたしました。続きまして、留守番電話を53校に整備し、これにより、全小・中・特別支援学校に設置したことになりました。2ページをごらんください。「キャリア在り方生き方教育推進事業」では、キャリア・パスポートを作成し、全市立学校に配付いたしました。次に、「校外行事運営事業」では、保護者の負担軽減を図るため、修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料金の補填を実施いたしました。次に、「かわさき子ども元気プロジェクト事業」では、中止となった修学旅行の代替行事として、市立小学校6年生の児童を対象に、遊園地よみうりランドを利用し、小学校卒業に向けた思い出づくりのイベントを開催いたしました。次に、「読書のまち・かわさき事業」では、学校図書館の充実に向けて、小学校の学校図書館への学校司書の配置を42校に拡充いたしました。次に、「学校運営協議会制度推進事業」では、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの設置校を21校に拡充し、学校、家庭、地域社会が一体となった学校運営の取組を推進いたしました。次に、「外国語指導助手配置事業」では、新学習指導要領に対応するため、ALTの配置を113人に拡充いたしました。次に、「GIGAスクール構想推進事業」では、通信環境が整っていない家庭への貸出し用としてモバイルルーターや障害のある児童生徒に対して、入出力支援装置を導入いたしました。次に、「GIGAスクール構想端末整備事業」では、義務教育段階の児童生徒に対して一人1台の端末を導入いたしました。次に、「学校施設有効活用事業」では、地域の活動拠点として、学校施設のさらなる有効活用を推進する取組を進め、市民の生涯学習環境の整備を推進いたしました。次に、「地域の寺子屋事業」では、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の寺子屋を市内65所に拡充して開講いたしました。「学校保健・安全管理事業」では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、学校にサーマルカメラを配置するとともに、マスクや消毒液等を配付いたしました。次に、「校舎建築事業」では、新川崎地区小学校の建設用地を取得したほか、児童生徒の増加に対応するため、坂戸小学校増築の基本設計等を行いました。次に3ページ目をごらんください。次に、「義務教育施設整備事業」では、「かわさきGIGAスクール構想」実現のため、高速

大容量のデータ通信が可能なネットワーク環境を整備したほか、防犯カメラを全小学校に設置するとともに、学校トイレの快適化実施校を45校に拡充するなど、教育環境の向上を図りました。また、夏季に学校を開校する必要が生じた際の感染症対策及び熱中症対策として、スポットクーラーを空調設備が未設置の特別教室に配置したほか、大型冷風扇を全市立学校の体育館に配置、校舎内の換気対策として、サーキュレーターも配置いたしました。

最後に、項番4「教育費決算の一覧」では、教育費の項別の決算額を一覧にまとめておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

なお、参考といたしまして、教育費に係る歳入歳出決算の詳細につきましては、こちらの参考資料1「令和2年度川崎市一般会計歳入歳出決算事項別明細書（歳入及び教育費抜粋版）」及び、こちら参考資料2「令和2年度主要施策の成果説明書（教育費抜粋版）」を、後ほど御参照いただければと思います。

これらの資料は、地方自治法第233条の規定に基づき、決算について議会の認定を付するにあたり、提出する書類となっております。

また、市全体の決算の概要につきましては、参考資料3といたしまして、「令和2年度一般会計・特別会計決算見込の概要について」を、これもまた併せて御参照いただければと存じます。

報告事項No. 8についての御説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

2ページの「校舎建築事業」について教えてください。新川崎地区の小学校のほうは、建設用地を取得ということなので土地代だけですか。というのと、坂戸小学校増築の基本設計等とあるのですが、これはもう額的にいうと基本設計から学校を建てるまで全部入っているのでしょうか。

【桑原庶務課経理係長】

まず1点目の新川崎地区の学校用地取得は、こちらについては土地を買った金額になっております。

もう一つ、次の坂戸小学校の話ですけども、こちらにつきましては基本設計等でございますので、実際には他の学校の増改築の工事等も合わせて26億円となっております。実際には、坂戸小学校の基本設計だったりとか、増築を既にやっている学校の工事も合わせての26億円になっております。

【高橋委員】

「等」のかかるところが基本設計じゃなくて、全部にかかって「等」ということですか。

【桑原庶務課経理係長】

おっしゃるとおりです。

【高橋委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、報告事項No. 8について、承認してよろしいでしょうか。

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 8は承認といたします。

1 1 議事事項Ⅱ

議案第26号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【小田嶋教育長】

次に、議事事項Ⅱに入ります。

なお、議案第26号は、令和3年第3回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

議案第26号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課長お願いいたします。

【日笠庶務課長】

では、引き続き御説明申し上げます。それでは、議案第26号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、お手元、議案ですね、こちらのほうを1枚おめくりください。こちらは、令和3年第3回市議会定例会提出議案にかかる教育委員会の意見聴取についての回答案でございます。今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務にかかるものは、先ほど御報告させていただきました「令和2年度川崎市一般会計教育費の決算について」のほか、後ほど、これから御説明させていただきます「令和3年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、さらに2枚おめくりいただきまして資料1、右上のほうに資料1と書かれた資料のほうをごらんください。こちらは、こちらの資料の下段の参考でございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、川崎市長が教育委員会に対して意見を求めた依頼文書でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料2のほうをごらんください。こちら「令和3年度川崎市一般会計補正予算について」御説明をさせていただきます。まず、こちら教育費の予算の補正額といたしまして、7億8,502万7,000円を増額するものでございます。補正の内容

について、御説明をさせていただきます。まず「1 歳入歳出予算補正」でございますが、「校外行事運営事業費」で3,023万9,000円の増額補正を行うもので、こちらは保護者負担の軽減を図るため、修学旅行の中止や延期により発生したキャンセル料を補填するものでございます。次に、「児童生徒指導事業費」で1,981万3,000円の増額補正を行うもので、感染症の影響を受ける生徒の不安定な心に寄り添う専門家として、全市立高等学校にスクールカウンセラーを配置するものでございます。次に、「GIGAスクール構想推進事業費」で4億9,346万2,000円の増額補正を行うもので、GIGAスクール構想による授業や非接触の試みに活用されている普通教室の大型テレビの更新や非常勤講師用等の端末の整備を行うものでございます。次に、資料を1枚、またおめぐりいただきまして、「教育文化会館・市民館社会教育振興事業費」で635万4,000円の増額補正を行うもので、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差、いわゆる「デジタルディバイド」の解消に向けて、スマホ・タブレット教室やICTツール活用講座等を実施するものでございます。次に、「学校保健・安全管理経費」で343万5,000円の増額補正を行うもので、児童生徒への感染拡大を防止するため、保健室以外でも使用できる簡易ベッドを全市立学校へ配置するものでございます。次に、「義務教育施設整備事業費」で1億9,513万1,000円の増額補正を行うもので、来年度以降、普通教室として使用が見込まれる諸室のネットワーク環境を整備するものでございます。次に、「高等学校施設整備事業費」で3,659万3,000円の増額補正を行うもので、市立高等学校の特別教室等のネットワーク環境を整備するものでございます。

次に、「2 地方債補正」でございますが、「義務教育施設整備事業」で1億4,200万円の限度額を増額補正するものでございます。

補正予算に関する説明は、以上でございます。

では、恐れ入りますけど、議案の、先ほどの回答をおめぐりください。今回提出予定の議案につきましては、ただいま御説明させていただきましたとおりでございます。議案の各号いずれにおきましても、教育委員会として特段の意見はないものとしているものでございます。

議案第26号の説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第26号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第26号は原案のとおり可決といたします。

12 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(17時12分 閉会)